

令和5年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

(都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について)

令和6年12月



浜松市

監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は３Ｅ（経済性・効率性・有効性）の視点から、改善を求めること。	141
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	44

措置欄（令和６年６月現在）			
区分		内 容	件数
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの又は講じる方針が具体的に決定しているもの	28
—	非措置	指摘事項に対して、外部状況等により措置する必要がなくなったもの	0
○	対応済	意見事項の全部又は一部に対して対応したもの、若しくは対応する方針が具体的に決定しているもの	22
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	4
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	131

No.	監査 結果	監査項目	頁	主管課	区分	措置等 決定年度
第3 監査結果 【2】 個別事項						
I 公園施設の安全確保について						
1 遊具の安全確保について						
1	指摘	(1) ハザードのある遊具と市の対応について	1	公園管理事務所		
2	指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ①落下時基礎露出	2	公園管理事務所		
3	指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ②硬い接地面	3	公園管理事務所		
4	指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ③出発部有害な隙間	3	公園管理事務所		
5	指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ④頭部胴体などの挟み込み	4	公園管理事務所		
6	指摘	(3) 遊具履歴書の作成と保存について	4	公園管理事務所		
2 樹木の安全確保について						
7	指摘	(1) 潜在的な危険木の把握について	5	公園管理事務所	◎	R 5
8	指摘	(2) 公園外周の樹木について	6	公園管理事務所	◎	R 6
9	指摘	(3) 日常点検項目の明記（指定管理業務） について	6	公園管理事務所	◎	R 6
10	指摘	(4) 定期点検について	7	公園管理事務所		
11	指摘	(5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報 について	8	公園管理事務所	◎	R 6
12	意見	(6) 公園の景観について	9	公園管理事務所	—	R 6
3 その他施設の安全確保について						
13	指摘	(1) グラウンドの安全確保について	9	公園管理事務所		
14	指摘	(2) 園路の安全確保について	10	公園管理事務所		
15	指摘	(3) ベンチ等の劣化について	10	公園管理事務所		
16	指摘	(4) 看板の劣化について	11	公園管理事務所		

Ⅱ 法令等にもとづく台帳の整備について						
1 都市公園台帳						
17	指摘	(1) 規則に定める記載事項について	11	緑政課、公園課、公園管理事務所		
18	指摘	(2) 最終更新日について	12	緑政課、公園課、公園管理事務所		
19	指摘	(2) 最終更新日について	12	緑政課、公園課、公園管理事務所		
20	指摘	(3) 他の公園の都市公園台帳について	13	緑政課、公園課、公園管理事務所		
21	指摘	(4) 都市公園台帳の整理について	13	緑政課、公園課、公園管理事務所		
2 公有財産台帳						
22	指摘	(1) 財産台帳（工作物等）の記載件数について	14	緑政課、公園課、公園管理事務所		
23	指摘	(2) 修繕履歴の記載状況について	14	緑政課、公園課、公園管理事務所		
24	指摘	(3) 管理対象物件の具体的記載について	15	緑政課、公園課、公園管理事務所		
25	指摘	(4) 他の公園の財産台帳について	15	緑政課、公園課、公園管理事務所		
26	指摘	(5) 指定管理者との協定書について	16	緑政課、公園管理事務所		
Ⅲ 政策・事業について						
1 舘山寺総合公園運営事業						
27	指摘	(1) 公園施設長寿命化計画策定業務について	16	緑政課、公園管理事務所		
2 浜松城公園長期整備構想推進事業						
28	意見	(1) 浜松城公園長期整備構想について	17	緑政課	○	R 5
3 公園整備事業						
29	意見	(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について	17	公園課	○	R 6
30	意見	(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について	18	公園課	○	R 6
31	意見	(2) 公園整備事業の指標（整備率）について	18	公園課	○	R 6
32	意見	(3) 公園整備事業の指標（県協議）について	19	公園課	○	R 6
4 公園施設長寿命化事業						

33	指摘	(1) 公園施設長寿命化計画(遊戯施設)について	20	公園管理事務所		
34	意見	(2) 事業内容と事業指標について ①事業実施内容	21	公園管理事務所	○	R 6
35	指摘	(2) 事業内容と事業指標について ②事業目標	21	公園管理事務所		
第3 監査結果 【3】 公園別視察結果						
1 遠州灘海浜公園						
36	指摘	(1) 樹木の状況(風車公園)	22	公園管理事務所		
37	指摘	(1) 樹木の状況(風車公園)	22	公園管理事務所	◎	R 5
38	指摘	(2) 樹木の状況(江ノ島地区)	23	公園管理事務所	◎	R 5
39	指摘	(3) 看板の劣化	23	公園管理事務所		
40	指摘	(4) 野鳥観察小屋の環境整備 ①白紙の看板	24	公園管理事務所		
41	意見	(4) 野鳥観察小屋の環境整備 ②野鳥のフン	24	公園管理事務所	○	R 6
42	指摘	(5) 津波避難マウンドの鍵付きベンチ	25	公園管理事務所		
43	指摘	(6) 凧場公園の健康遊具	25	公園管理事務所		
44	意見	(7) マンホールの露出	26	公園管理事務所		
45	意見	(8) 利用者増加への取り組み	26	公園管理事務所		
2 浜松城公園						
46	指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック(デコボコピクニック)	26	公園管理事務所	◎	R 6
47	意見	(1) 遊具 ②フィールドアスレチック(丸太のトンネル)	27	公園管理事務所		
48	指摘	(2) 冒険広場のスズメバチ	27	公園管理事務所	◎	R 6
49	意見	(3) 冒険広場の立入禁止場所	28	公園管理事務所	○	R 6
50	意見	(4) 立入禁止の案内	28	公園管理事務所	○	R 6

51	意見	(5) 看板①	29	公園管理事務所	○	R 6
52	意見	(6) 看板②	29	公園管理事務所	○	R 6
53	意見	(7) 石垣の雑草	30	公園管理事務所		
54	指摘	(8) 樹木の状況	30	公園管理事務所		
55	意見	(9) 石畳のアート (バリアフリー化)	31	公園管理事務所	—	R 6
56	意見	(10) 園内案内等	31	公園管理事務所		
3 佐鳴湖公園						
57	指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック	32	公園管理事務所		
58	指摘	(1) 遊具 ②フィールドアスレチック	32	公園管理事務所		
59	指摘	(2) 看板の劣化	33	公園管理事務所		
60	意見	(3) サンクンガーデンのせせらぎ水路	33	公園管理事務所	○	R 6
61	意見	(4) 野鳥観察小屋	34	公園管理事務所	○	R 6
62	指摘	(5) 設置者不明の自然道	34	公園管理事務所	◎	R 6
4 舘山寺総合公園						
63	指摘	(1) 遊具	35	緑政課		
64	指摘	(2) 園路 ①舗装の劣化	35	緑政課	◎	R 5
65	指摘	(2) 園路 ②通行禁止の園路	36	緑政課		
66	指摘	(3) 樹木の説明表記	36	緑政課		
5 雄踏総合公園						
67	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 (木製、鋼製) ②丸太トンネル ③丸太平均台	37	公園管理事務所		
68	指摘	(1) 遊具 ④フィールドアスレチック (丸太登攀ロープ)	37	公園管理事務所		
69	意見	(2) 昇降台 (施設番号なし)	38	公園管理事務所	○	R 6

70	指摘	(3) 看板の劣化	38	公園管理事務所		
71	意見	(4) 亀崎ファミリーランドプールの告知	39	公園管理事務所	○	R 6
72	指摘	(5) 駐輪場の屋根破損	39	公園管理事務所	◎	R 5
73	意見	(6) 電話ボックスの跡地	40	公園管理事務所		
6 都田総合公園						
74	指摘	(1) 遊具	40	公園管理事務所		
75	指摘	(2) ベンチの破損	41	公園管理事務所		
76	指摘	(3) 看板の劣化	41	公園管理事務所		
77	意見	(4) わんぱくゲレンデ	42	公園管理事務所		
78	意見	(5) 増沢池の周辺通路	42	公園管理事務所		
79	指摘	(6) 陥没現場の原因究明と対策	43	公園管理事務所		
7 四ツ池公園						
80	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	43	公園管理事務所		
81	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	44	公園管理事務所	◎	R 5
82	意見	(1) 遊具 ①複合遊具	44	公園管理事務所		
83	指摘	(1) 遊具 ②4人用ぶらんこ	45	公園管理事務所		
84	指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ柵	45	公園管理事務所		
85	指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ柵	46	公園管理事務所		
86	意見	(1) 遊具 ④砂場	46	公園管理事務所		
87	指摘	(2) 樹木の状況	47	公園管理事務所	◎	R 6
88	指摘	(3) 園路	47	公園管理事務所		

89	意見	(4) 芝生公園 ①雑草	48	公園管理事務所	○	R 5
90	指摘	(4) 芝生公園 ②遊具	48	公園管理事務所		
91	指摘	(5) 看板等	49	公園管理事務所		
92	指摘	(6) ベンチ	49	公園管理事務所		
8 和地山公園						
93	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ①ジャングルジムすべり台②すべり台	50	公園管理事務所		
94	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ③その他遊具	50	公園管理事務所		
95	指摘	(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの)	51	公園管理事務所		
96	指摘	(3) 立入禁止の案内	51	公園管理事務所	◎	R 5
97	指摘	(4) 遊具広場のコンクリート	52	公園管理事務所		
98	指摘	(5) ロープがかけられた木	52	公園管理事務所	◎	R 5
99	指摘	(6) 樹木の状況	53	公園管理事務所		
9 花川運動公園						
100	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ①ロープクライマー	53	公園管理事務所		
101	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ②複合遊具 b	54	公園管理事務所		
102	意見	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ②複合遊具 b	54	公園管理事務所		
103	意見	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ③複合遊具 a	55	公園管理事務所	○	R 5
104	指摘	(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ①その他遊具丸太トンネル	55	公園管理事務所		
105	指摘	(2) 遊具 (「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ②スプリング遊具 (4 件)	56	公園管理事務所		
106	指摘	(3) グラウンドゴルフ場 ①ビニールシート	56	公園管理事務所		
107	指摘	(3) グラウンドゴルフ場 ②安全性調査の実施	57	公園管理事務所		

108	指摘	(4) 時計 (東側駐車場)	57	公園管理事務所	◎	R 5
109	指摘	(5) 不明瞭な看板	58	公園管理事務所		
110	指摘	(6) 園路	58	公園管理事務所	◎	R 5
10 美蘭中央公園						
111	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	59	公園管理事務所		
112	指摘	(1) 遊具 ②ネットクライマー	59	公園管理事務所		
113	指摘	(2) 看板等	60	公園管理事務所		
11 芳川公園						
114	指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック (4件)	60	公園管理事務所		
115	指摘	(1) 遊具 ②複合遊具	61	公園管理事務所		
116	指摘	(1) 遊具 ③鉄棒	61	公園管理事務所		
117	指摘	(2) 看板	62	公園管理事務所		
118	指摘	(3) 木製ベンチ	62	公園管理事務所		
119	意見	(4) ソフトボール場 ①雑草の手入れ	63	公園管理事務所	○	R 5
120	指摘	(4) ソフトボール場 ②安全性調査の実施	63	公園管理事務所		
121	指摘	(5) 樹木の状況 ①樹幹の亀裂等 ②キノコの生えた木	64	公園管理事務所	◎	R 6
122	指摘	(5) 樹木の状況 ③落枝・ぶら下がり枝(かかり枝)	64	公園管理事務所	◎	R 5
123	指摘	(5) 樹木の状況 ③落枝・ぶら下がり枝(かかり枝)	65	公園管理事務所	◎	R 5
12 富塚公園						
124	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ①～⑦	65	公園管理事務所		
125	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ⑧すべり台	66	公園管理事務所		
126	指摘	(1) 遊具 (使用不可となっているもの) ⑨スプリング遊具	66	公園管理事務所		

127	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ①ロッキング遊具ラッコ	67	公園管理事務所		
128	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ②砂場	67	公園管理事務所		
129	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③2人用ぶらんこ	68	公園管理事務所		
130	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④4人用ぶらんこ	68	公園管理事務所		
131	意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ①トイレ	69	公園管理事務所		
132	指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ②看板2点	69	公園管理事務所	◎	R 5
133	指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ③八重紅枝垂れ桜の案内	70	公園管理事務所	◎	R 5
134	意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ④段差のあるベンチ	70	公園管理事務所		
135	指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑤ベンチ、テーブル、イス	71	公園管理事務所		
136	意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑥マンホールの露出	71	公園管理事務所		
137	意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑦空のプランター	72	公園管理事務所	○	R 5
13 香公園						
138	指摘	(1) 遊具(使用不可となっているもの) ①～⑦	72	公園管理事務所		
139	指摘	(1) 遊具(使用不可となっているもの) ⑧トンネルa ⑨トンネルb	73	公園管理事務所		
140	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ①②健康器具	73	公園管理事務所		
141	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③その他遊具	74	公園管理事務所		
142	指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④⑤その他遊具	74	公園管理事務所		
143	指摘	(3) ベンチ	75	公園管理事務所		
14 半田公園						
144	指摘	(1) 遊具 ①健康器具	75	公園管理事務所		
145	指摘	(1) 遊具 ②すべり台	76	公園管理事務所		

146	意見	(1) 遊具 ③その他遊具トンネル	76	公園管理事務所	○	R 6
147	指摘	(2) 看板等	77	公園管理事務所		
148	意見	(3) 立入禁止エリア	77	公園管理事務所		
15 西岸中央公園						
149	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	78	公園管理事務所		
150	指摘	(1) 遊具 ②鉄棒 a ③鉄棒 b	78	公園管理事務所		
151	意見	(1) 遊具 ④スプリング遊具チューブ	79	公園管理事務所	○	R 5
152	意見	(2) 木製ベンチ	79	公園管理事務所		
16 瞳ヶ丘西公園						
153	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	80	公園管理事務所	◎	R 6
154	意見	(1) 遊具 ②シーソー	80	公園管理事務所	○	R 6
155	指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ	81	公園管理事務所		
17 西岸もくせい公園						
156	指摘	(1) 遊具 ①複合遊具	81	公園管理事務所		
157	指摘	(1) 遊具 ②鉄棒	82	公園管理事務所		
158	指摘	(1) 遊具 ①砂場	82	公園管理事務所		
159	指摘	(1) 遊具 ②ぶらんこ (4人用)	83	公園管理事務所		
18 ながどおり公園						
160	指摘	(2) 看板	83	公園管理事務所		
19 天竜川緑地						
161	指摘	(1) 遊具 ①造形物 (ゾウ) ②健康器具 (2円柱型昇降台 q)	84	公園管理事務所		
162	指摘	(1) 遊具 ③バナナスライダー	84	公園管理事務所		

163	指摘	(2) 遊具の管理	85	公園管理事務所		
164	意見	(3) 天竜川緑地のホームページ	85	公園管理事務所	—	R 6
165	指摘	(4) 看板の劣化	86	公園管理事務所		
166	指摘	(5) ベンチの破損と劣化	86	公園管理事務所		
167	意見	(6) 増水時の対応	87	公園管理事務所	—	R 5
168	指摘	(7) 鶴見緑地の状況	87	公園管理事務所	◎	R 5
20 三方原防風林緑地						
169	指摘	(1) 遊具 ①～⑦	88	公園管理事務所		
170	指摘	(1) 遊具 ①健康器具 足上げ腹筋	88	公園管理事務所	◎	R 5
171	指摘	(1) 遊具 ②2連滑り台	89	公園管理事務所		
172	指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ	89	公園管理事務所		
173	指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ	90	公園管理事務所	◎	R 5
174	指摘	(2) ベンチ	90	公園管理事務所		
175	指摘	(3) 看板	91	公園管理事務所		
21 有玉緑地						
176	指摘	(1) 遊具 ①ジャングルジム ②その他の遊具造形物 (6件)	91	公園管理事務所		
177	指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ	92	公園管理事務所		
178	指摘	(2) 樹木の状況 ①樹幹の亀裂等、キノコの発生	92	公園管理事務所	◎	R 6
179	意見	(2) 樹木の状況 ②落枝	93	公園管理事務所		
180	指摘	(3) 割れたポール	93	公園管理事務所	◎	R 5
181	指摘	(4) 看板	94	公園管理事務所		

182	指摘	(5) ソフトボール場	94	公園管理事務所		
22 ゆたか緑地						
183	指摘	(2) その他遊具 ①②健康器具	95	公園管理事務所		
184	意見	(2) その他遊具 ①②健康器具	95	公園管理事務所		
185	指摘	(3) 看板	96	公園管理事務所		

指摘	(1) ハザードのある遊具と市の対応について 浜松市の都市公園には、点検業者がハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）と判定した遊具が多数存在している。国土交通省の指針では「特に、生命に危険を及ぼす、重度又は恒久的な障害をもたらす、身体への欠損を引き起こすなどのおそれのある物的ハザードは、早急に取り除く」としているが、浜松市の場合、ほとんどのものはハザードの除去ができていないことがわかった。 これは、市全体として、遊具の安全確保ができていないことを意味しており、「安全・安心・快適」なまちづくりに取り組んでいる浜松市の目指している方向とも異なる結果である。また、予算の制約などを理由にハザード3の除去を先送りすることは、結果的には、ハザードを放置しておくことと変わらず、このままでは、公園管理者としての管理責任を果たしていないことになりかねない。 遊具の安全性を確保し、「安全・安心・快適」なまちづくりのため、最低限必要な予算を投じ、ハザード3の遊具をゼロにすることを最終目標とした取り組みが必要である。現状では、ハザード3に該当する遊具数が多いため、危険性の程度を考慮したうえで、計画的に除去を進めていくことが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	施設の点検記録よりハザード3と判定された遊具を抽出し、施設毎の緊急度（危険度）を考慮しながら優先度をつけて対策を進めるための計画を策定するとともに、対策事業費の確保に努めてまいります。		措置対応中

指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ①落下時基礎露出 ハザード3であるにもかかわらず、使用可能となっている遊具 79 件のうち、43 件のハザードが「落下時基礎露出」である。 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う」と記載している。 市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 また、現地視察をしたところ、基礎露出については、同じハザード3でも遊具によって危険性の程度に差があるように思われた。市全体としてみると、基礎が露出している遊具が非常に多いことから、まずは、対象となる遊具全般につき、危険性の程度を判定したうえで、より危険性の高いものから優先的に措置を講じていく必要がある。 一方、リスクが低いと判定したものは、比較的簡便な応急措置が可能なものもあると思われる（実際に浜松城公園では、指定管理者が簡便的な措置を実施していた例があった）。このような遊具についても、危険性が低いことを理由に措置を先送りするのではなく、応急措置を実施し、ハザード3の遊具を1つでも減らすことを優先すべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	基礎露出が見られる遊具については、遊具毎の危険度に応じた優先順位付けをして、優先度の高い遊具より基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。 また、危険性が高いと判断した遊具については、直ちに使用禁止の措置を講じます。		措置対応中

No. 3

監査内容

報告書の頁 42

指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ②硬い接地面 ハザード3であるにもかかわらず、使用可能となっている遊具 79 件のうち、18 件のハザードが「硬い設置面」である。 これらの遊具について、市は「現状で使用に支障はない」と判断しているが、市が委託した点検業者は「ハザード3」と判定している。国土交通省の指針では、「遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。必要に応じて安全領域には、砂やウッドチップ、ラバーなどの衝撃吸収材の使用について検討する。」と記載している。 市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	硬い接地面に設置されている遊具については、現況を再度調査し遊具毎の対応方針を検討します。 接地面の改善が困難な遊具については、移設又は撤去の方針とします。 また、危険性が高いと判断した遊具については、直ちに使用禁止の措置を講じます。		措置対応中

No. 4

監査内容

報告書の頁 43

指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ③出発部有害な隙間 現地で確認したところ、すべり台の上部に絡まり・ひっかかりの危険性があると思われる「出発部有害な隙間」のハザードがある遊具が見受けられた。 これらの遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では「滑降系遊具の滑り出し部分や滑降面には、子どものフードや肩掛けかばんの紐などが引っかかる隙間を設けてはならない」と記載している。 市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	有害な隙間が見られる遊具については、遊具の構造に影響のない範囲で対応が可能なものについては修繕で対応します。 構造上、修繕での対応が困難なものについては、長寿命化計画の見直しを含めて遊具の更新を図ります。 なお、対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。		措置対応中

No. 5

監査内容

報告書の頁 44

指摘	(2) ハザード種類別の措置状況について ④頭部胴体などの挟み込み 現地で確認したところ、「頭部胴体などの挟み込み」のハザードがあると思われる遊具が見受けられた。 これらの遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。国土交通省の指針では「特に、子どもが通り抜けようとした場合に、頭部又は首が挟み込まれて抜けなくなるおそれのある開口部又は隙間を設けてはならない」と記載している。 市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	頭部胴体などの挟み込みの危険性がある遊具については、遊具の構造に影響のない範囲で対応が可能なものについては修繕で対応します。 構造上、修繕での対応が困難なものについては、長寿命化計画の見直しを含めて遊具の更新を図ります。 なお、対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。		措置対応中

No. 6

監査内容

報告書の頁 45

指摘	(3) 遊具履歴書の作成と保存について 遊具履歴書の作成と保管について調査したところ、委託業者が作成した点検結果、担当者の管理用資料はあるものの、遊具の安全確保のために市が作成・保存している記録はなく、遊具ごとの遊具履歴書も作成していないことがわかった。 遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくため、都市公園法施行規則や国土交通省の指針にしたがい、遊具の修繕等の記録を作成し、保存する必要がある。 また、遊具履歴書の作成・保存を進めるうえで、タブレット端末などを利用し、日々の修繕記録をリアルタイムに反映させるような方法も有効と考えられるので、デジタルツールの具体的な活用方法についても検討しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	遊具履歴書については、現在保有の管理記録、点検記録、長寿命化計画策定時における調査結果等を参考に、国交省の指針に基づいた調書を作成したうえで、「浜松市公園台帳システム」を活用した更新を行ってまいります。		措置対応中

指摘	(1) 潜在的な危険木の把握について 公園利用者の安全・安心を確保するため、まずは、公園管理者として、潜在的な危険木の存在について、市が率先して情報の収集に努めるべきである。そのためには、市の主導により、安全確保の重要度の高い公園、重要度の高い区域を決定し、点検業務受託者や指定管理者と認識を共有したうえで、重点的かつ効率的な点検を実施し、潜在的な危険木を把握することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	令和4年度より、自然樹林帯が隣接する遊歩道や広場を安全確保の重要度の高い区域として選定し、樹木医等の専門家による診断を含めた調査を実施しているところです。 令和4年度に四ツ池公園と有玉緑地、令和5年度に花川運動公園、都田総合公園、伊左地緑地の一部の調査を実施し、令和5年度に四ツ池公園と有玉緑地の危険木を伐採しました。 令和6年度以降も点検業者や指定管理者と認識を共有しながら、計画的な調査を継続するとともに、調査範囲や調査手法については適宜見直しを図り、潜在的な危険木の把握を効率的に実施できるよう努めてまいります。	◎	令和5年度

No. 8

監査内容

報告書の頁 58

指摘	(2) 公園外周の樹木について 国土交通省の指針には「都市公園の樹木は園外への倒伏・落枝等により、園外へ影響を及ぼす可能性があることから公園利用者の他、都市公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する」と記載がある。 四ツ池公園の外周の樹木は、園外へ影響を及ぼす可能性も考えられるが、令和4年度の危険木調査では調査対象には含まれていなかった。しかし、令和5年度には四ツ池公園の周辺道路で倒木が発生し、それによって人的・物的事故が発生する結果となっている。 公園管理者には、公園利用者のみならず、周辺の第三者の安全確保も求められているため、安全確保の重要度の高い区域を決める際には、公園外周の樹木も視野に入れ、重要度を検討する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	令和6年度より実施している「緑地等樹木緊急伐採事業」において、公園外周の特に道路に面し、交通量が多い地点を安全確保の重要度の高い区域として定め、専門家の診断によらず、造園業者への委託により危険木を把握し、目視にて危険と判断できる樹木については、積極的に伐採するなど、対策に取り組んでまいります。	◎	令和6年度

No. 9

監査内容

報告書の頁 59

指摘	(3) 日常点検項目の明記（指定管理業務）について 指定管理業務の仕様書には、「高木については、日常点検を行ない、適正な時期に手入れを行なうこと」と記載があるが、日常点検の具体的内容までは明記されていない。国土交通省が「指針参考資料」で示す日常点検で実施することが望ましい項目を参考に具体的な日常点検項目を仕様書に明記する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者は、市の仕様書を示した上で公募・選定し、指定管理者からの提案に基づき協定を締結しています。 樹木管理についても提案に基づいて実施していますが、指定管理期間が令和7年4月1日から始まる公園については、参考として点検項目を仕様書に記載いたしました。 今後も指定管理者の更新の際に、仕様書に記載してまいります。	◎	令和6年度

指摘	(4) 定期点検について 浜松市では、日常点検は行われているが、定期点検は行われていない。国土交通省が「指針参考資料」で示す定期点検で実施することが望ましい定期点検項目を巡視業務や指定管理者の仕様書に具体的に明記し、業務を委託することにより、市の点検業務を補完することも可能と考えられる。 指定管理者との協議などを通じて、外部委託による点検業務の具体的な項目を再検討し、仕様書に明記する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	街区公園レベルであれば、業務委託による定期点検の実施は可能と考えますが、樹林地を抱えた緑地や公園レベルとなると、全ての樹木を定期点検するのは費用面からも困難であるため、デジタルツールの活用を含めた効率的な点検手法についての情報を収集するなど、検討を進めてまいります。		措置対応中

指摘	(5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報について 点検結果の記録について、国土交通省の指針では「公園管理者の現場担当職員の異動に備え、点検・診断の結果や措置の実施状況等の記録が散逸しないようにすることが、次回以降の安全点検に活用するために重要である。そこで、対象樹木ごとに点検票等を作成し、点検・診断項目ごとに発見された変状及び異常等を記入して整理保存する必要がある。その場合、樹木の位置が示された図面と合わせることを望ましい。」と基本的な考え方を示している。 樹木に起因する事故を防止し、公園利用者の安全・安心を確保するため、委託業者が危険と判断した樹木など、重要な情報については、別途、記録を残し、記録が散逸しないように整理保存しておく必要がある。 また、「(4) 定期点検について」で述べたように、巡視業務や指定管理者の仕様書において、樹木点検票の作成・提出を求めることで、市の点検業務を補完することも可能なため、外部委託による方法も検討する必要がある。 なお、現状の手書き報告書のファイルでは、担当者の異動により重要な事項が引き継がれない可能性があるため、樹木に限らず、公園ごとの重要な情報は、デジタルツールなどを活用し、検索可能な状態で整理保存しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	令和4年度より実施している危険木調査の対象となった樹木については、成果品として納品された点検結果の電子データをベースとして公園ごとに整理保存し、調査後における対応履歴を記録してまいります。 また、巡視業務などでその後の対応が必要と判断した樹木については、エクセルを活用した一覧表を作成し、その内容を記録することで情報共有を図り、引継ぎに漏れが生じないよう処理してまいります。	◎	令和6年度

No. 12

監査内容

報告書の頁 61

意見	(6) 公園の景観について 都市公園の樹木は、設置当初の予想を上回るほど、木々が巨木に成長し、密集化や病気による枯れが発生しているにもかかわらず、市は予算の範囲内での維持・管理に手一杯であるように感じられた。 公園である以上、景観の保持も重要なはずであるが、残念ながらそこまでは手が回っていない印象を受けた。具体的には、公園の景観を市の誰がコントロールしているのかが見えてこない状態である。 樹木の管理監修については、外部から専門の人材を招聘し、公園の景観における「理想形」を明確に定義したうえで、これを管理作業（いくつかの公園では指定管理者）に託すことも、検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	安心して利用できる公園管理を最優先事項として進めるべきと考えており、現時点では景観を保持するための管理は困難であると判断しました。 今後、他都市の状況を見ながら、その可能性について探ってまいります。	—	令和6年度

No. 13

監査内容

報告書の頁 63

指摘	(1) グラウンドの安全確保について 愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、男子児童が怪我をした西尾市のケースが特別ではないと考えられる。 公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。 なお、西尾市では、地中に埋め込んだロープやゴム棒など、安全性の高いマーカーの場合は、届け出制により常設を認める方針であり、浜松市においても、調査の結果、問題がある場合は、今後の対応を検討しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	野球やソフトボール等の球技利用が想定される公園（運動公園以外も含む）については、指定管理者や巡視業務と共同して、主にベースの設置位置など目印を付すことが想定される箇所とその周囲について、点検を実施します。 目印の設置が必要な場合の措置としては、他都市の情報を収集しながら方法を検討してまいります。		措置対応中

No. 14

監査内容

報告書の頁 64

指摘	(2) 園路の安全確保について 「公園施設の安全点検に係る指針(案) 平成 27 年 4 月 国土交通省」では、公園施設に関連する事故の要因の例として「暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒」を挙げている。 監査人が公園を視察した際には、地元の高齢者、幼児連れの親子、ベビーカーを使用している親子が散歩している姿を多く見かけた。 監査で指摘した公園に限ることなく、市全体の課題として、公園利用者が躓いたり、転倒したりすることのないよう、園路の安全確保に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	園路の安全確保については、日々の巡視点検において不具合を早期に発見し、安全確保のための必要な措置を講じるよう努めてまいります。		措置対応中

No. 15

監査内容

報告書の頁 66

指摘	(3) ベンチ等の劣化について 「公園施設の安全点検に係る指針(案) 平成 27 年 4 月 国土交通省」では「公園施設の変状及び異常の例」として「ベンチの座板部が破損して、隙間やぐらつきがある」例を挙げている。また「応急措置の例」として「座板が破損したベンチ全体を、シートで覆い、そのシートをしっかりと固定したうえで、使用禁止テープを張り、注意喚起を行う」と記載している。 公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。また、仮に利用したとしても、破損しているベンチでは、利用者の安全確保の問題がある。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	指定管理者や公園巡視業務の中で、ベンチの破損については確認し、速やかな修繕に努めます。 また、公園全体のベンチ配置等を確認し、利用頻度の低いもの等は破損時に撤去するなど、全体的なベンチの適正化を検討してまいります。		措置対応中

No. 16

監査内容

報告書の頁 67

指摘	(4) 看板の劣化について 現地視察の結果、公園内の看板が見えなくなっているもの、剥がれているもの、内容が更新されておらず古いものが多く見受けられた。 劣化した看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。特に危険性を表示する注意看板の場合は、公園利用者の安全確保に重要な影響を及ぼす可能性もある。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。 市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要と考える。指定管理者が管理する公園についても、指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	危険性を表示する注意看板は、指定管理者や公園巡視業務の受託者に点検を指示し、早急に改善を図りました。 その他の案内看板についても、日々の巡視点検において早期発見し、必要な措置を講じるよう改善を図ります。		措置対応中

No. 17

監査内容

報告書の頁 73

指摘	(1) 規則に定める記載事項について 都市公園台帳は、都市公園法の規定により、作成が求められており、その記載内容は、都市公園法施行規則に定められているものである。しかし、現地視察を行った公園の都市公園台帳を閲覧したところ、都市公園法施行規則に定める事項について、記載されていないものも多く見受けられた。記載のない項目については、規則の定めにしたがい、都市公園台帳に記載する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	都市公園台帳については、令和4年度に整備した「浜松市公園台帳システム」を活用し、記載内容に不足のある部分については追記してまいります。		措置対応中

No. 18

監査内容

報告書の頁 75

指摘	(2) 最終更新日について 都市公園法施行規則第 10 条は、「都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成」し、「調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない」と定めている。また、都市公園法第 17 条第 3 項は、「公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない」と定めている。実際に閲覧を求められる機会は多くはないと思われるが、仮に市民が都市公園台帳の閲覧を求めたとしても、現状の台帳には、最新の情報が記載されていないため、閲覧の目的が達成できない状態である。 都市公園台帳の記載事項のうち、更新が必要なものについては、規則の定めにしたがい、速やかに更新する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	都市公園台帳全体の整備を進める中で、「浜松市公園台帳システム」に入力された内容を確認し、更新が必要なものについては、最新の情報に更新してまいります。		措置対応中

No. 19

監査内容

報告書の頁 75

指摘	(2) 最終更新日について 監査の対象となった 22 公園のうち、4 公園については、都市公園台帳の作成日が未記入となっていた。この状態だと、閲覧者は、台帳を見ただけでは、いつの情報であるかが把握できないことになる。閲覧者に対し、情報の時点を明確にするためには、更新日の入力が必要である。 また、5 公園については、都市公園台帳の調書がなく、内容を確認することができなかった。前述したとおり、都市公園法施行規則において、調書は都市公園台帳を組成するものであり、記載が義務づけられているものである。調書のない公園については、調書を作成し保管しておく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	都市公園台帳全体の整備を進める中で、「浜松市公園台帳システム」の記載内容が最新の情報であることを確認し、必要に応じて情報を更新してまいります。 併せて、最新の情報であることの確認が終了したものからその日を最終更新日として登録してまいります。 また、調書のない公園については、順次、調書に記載すべき内容をシステムに登録してまいります。		措置対応中

No. 20

監査内容

報告書の頁 76

指摘	(3) 他の公園の都市公園台帳について 公園管理事務所には、最新の情報を反映させるべき台帳が 500 以上もある。これらをすべて整備するには、相当な労力と時間がかかることが予想される。現状の人員は限られており、日常業務に支障をきたす可能性もあるため、費用対効果を考慮し、業務委託の活用や専従職員の確保等も視野に入れ、台帳整備を集中的に進めていく必要がある。 現状の把握と把握した内容の入力・更新作業については、事前に計画を策定し、計画通りに進めることで、すべての都市公園台帳が規則の要件を満たすようにする必要がある。また、それと同時に、台帳の記載内容に修正が必要なときは、放置することなく速やかに情報が修正されるよう、管理業務体制を構築しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	まずは、既存の紙台帳やシステムデータ等を整理し、可能な限り不足している情報を補完いたします。 併せて、現況を把握するための平面図の作成や設置施設の記録（データ化）については業務委託により実施するよう検討いたします。 台帳の記載内容の修正や履歴等の更新については、システムの操作マニュアルや業務フローを作成し、作業に漏れが生じないように徹底を図ります。		措置対応中

No. 21

監査内容

報告書の頁 76

指摘	(4) 都市公園台帳の整理について 公園管理事務所が管理する都市公園台帳のファイルには、調書や図面のほか、担当者のメモ書きや電化製品の取扱説明書など、雑多なものが順不同にファイルされ、雑然とした状態となっているものが多く見受けられた。また、ファイルの数も膨大な数となっている。 都市公園台帳ファイルについては、必要な情報の取捨選択を行い、デジタルツールなどを活用して、不要な書類を処分するなど、ファイル内の整理をすべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	「浜松市公園台帳システム」の情報更新にあわせて、現在紙で保管されている台帳等について、必要な情報の取捨選択に努めます。 作業量が膨大となるため、業務委託や専従職員の配置等を含め、効率的な手法について検討を進めます。		措置対応中

No. 22

監査内容

報告書の頁 78

指摘	(1) 財産台帳（工作物等）の記載件数について 現地視察を行った 22 公園について、財産台帳を閲覧したところ、工作物等の記載がまったくない公園が 10 公園あり、遊具について記載があるのは 2 件のみであった。遊具は、地方自治法上、不動産の従物であり、公有財産に該当するため、財産台帳の記載対象となるはずであるが、22 公園でリスト上 462 件ある遊具のうち、記載は 2 件しかない。 浜松市公有財産管理規則第 5 条第 4 項は「主管の長及び区役所の区振興課長は、その管理に属する財産について財産台帳及び図面を作成しなければならない」と定めている。しかし、実在する工作物等の件数からすると、財産台帳に記載されていない公有財産があまりにも多く、市の公有財産の台帳としては、網羅性に問題がある。記載のない工作物等については、規則の定めに従い、財産台帳を作成する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	公園管理事務所において実施した遊具の更新情報等については、遅滞なく財産台帳への登録がなされるよう、業務フローの見直しを図ります。 また、過去の情報の洩れについては、都市公園台帳全体の整理と併せて財産台帳への登録を進めてまいります。		措置対応中

No. 23

監査内容

報告書の頁 79

指摘	(2) 修繕履歴の記載状況について 浜松市公有財産管理規則第 6 条は、「(1)財産の取得又は処分」、(5)増改築、修繕、災害その他の事由による形質の変更又は価格の変動」などの事実が生じたときは、「主管の長及び区役所の区振興課長は、その所管する財産について、直ちにその内容を財産台帳に登録し、財務部長に報告しなければならない」と定めている。しかし、財産台帳を閲覧したところ、遊具の修繕履歴については 1 件も記載がなかった。 財産台帳の記録に変更が必要な事実が生じた場合には、規則の定めに従い、速やかにその内容を記録する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	公園管理事務所において実施した遊具の修繕情報等については、遅滞なく財産台帳への登録がなされるよう、業務フローの見直しを図ります。 また、過去の情報の洩れについては、都市公園台帳全体の整理と併せて財産台帳への登録を進めてまいります。		措置対応中

No. 24

監査内容

報告書の頁 79

指摘	(3) 管理対象物件の具体的記載について 財産台帳の「用途欄」に「公園」、「公園（整備工事）」、「備考欄」に「整備工事」、「整備工事（その2）」などと記載され、公有財産として管理する対象が、具体的に何であるのか、財産台帳から把握できないものが見受けられた。 せっかく財産台帳に記載されていても、その財産が何かわからないのでは、その財産台帳は、財産の一覧表としての機能を有していないことになる。また、対象となる財産が特定できないと、担当者が交代したときなどには、財産台帳を適時適切に更新することも困難である。 財産台帳を見れば、対象となる財産を容易に把握できるよう、用途欄、備考欄の具体的かつ適切な記録が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	公有財産台帳への登録にあたっては、マニュアル等を再度確認するとともに、登録物が何であるかの判別が容易となるよう、記載方法について関係課と調整を図ります。		措置対応中

No. 25

監査内容

報告書の頁 80

指摘	(4) 他の公園の財産台帳について 都市公園台帳の監査結果にも記載したとおり、公園管理事務所には、最新の情報を反映させるべき財産台帳が500公園以上もあり、これらをすべて整備するには、相当な労力と時間がかかることが予想される。現状の人員は限られており、日常業務に支障をきたす可能性もあるため、費用対効果を考慮し、業務委託の活用も視野に入れ、台帳整備を進めていく必要がある。 財産台帳に載せるべき公有資産の範囲や取得価額の算出方法などについて、再度検討し明確にしたうえで、浜松市公有財産管理規則にもとづいた財産台帳へと整備する必要がある。また、それと同時に、台帳への記録が必要なときは、放置することなく速やかに情報が記録されるよう、管理業務体制を構築しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園課 公園管理 事務所	財産台帳に登録すべき情報を整理し、それを踏まえたうえで都市公園台帳の整備を先行して実施いたします。 現時点では確認が困難な取得価格等の情報については、財産台帳の所管課と調整のうえ、必要な対応を図ってまいります。 また、今後、新たに発生する財産については、関係部局と調整のうえ、遺漏がないよう台帳の登録を行ってまいります。		措置対応中

No. 26

監査内容

報告書の頁 83

指摘	(5) 指定管理者との協定書について 現状では、指定管理者は、財産台帳を参照しても、管理施設の詳細を把握できないため、「詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと」という、協定書の記載内容を改める必要がある。 また、財産台帳を参照すれば、指定管理者が管理する施設の詳細が把握できるよう、財産台帳の記載内容を整備しておく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園管理 事務所	施設の詳細を把握するため、「財産台帳又は公園台帳を参照すること」と協定書の記載内容を改めます。 なお、現在の都市公園台帳及び財産台帳には別途ご指摘を受けているとおり不足情報が多々あるため、内容を精査したうえで計画的に整備を進めてまいります。特に指定管理公園については優先して実施するよう努めてまいります。		措置対応中

No. 27

監査内容

報告書の頁 85

指摘	(1) 公園施設長寿命化計画策定業務について フラワーパークの管轄は、公園管理事務所ではなく、緑政課であるが、フラワーパーク1公園のみで4百万円超の計画策定業務委託料が発生していることは不経済である。計画策定業務も長寿命化事業の1つであり、こうしたコストも考慮のうえ、長寿命化事業全体のコスト削減を図ることが必要である。 公園施設の長寿命化計画策定業務については、緑政課と公園管理事務所が別々に業務を発注するよりも、併せて1つの業務として発注するほうが、コストを削減できると考える。長寿命化計画の策定業務は、1つの業務として委託することにより、市全体のコスト削減を図り、修繕等の予算は、緑政課と公園管理事務所ですべて別々にして、それぞれの業務を実施していくことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課 公園管理 事務所	フラワーパークの長寿命化計画の計画期間は令和2年(2020年)～令和11年(2029年)となっていますが、計画期間を前倒し、次期計画策定時(2027年予定)には、公園管理事務所と調整し、業務を一体化したうえで発注していきます。		措置対応中

No. 28

監査内容

報告書の頁 88

意見	(1) 浜松城公園長期整備構想について 浜松城公園長期整備構想の見直しに当たっての検討内容とその必要性を緑政課に質問したところ、「ゾーニングや動線に変更が生じるような情勢の変化があった際には見直しが必要であるが、関連計画の改定時等において随時情報収集した結果、現状においても見直しは不要」とのことであった。 図からは、現在においても、ゾーニングや動線に大きな変更がないことは確認できた。一方、随時実施している情報収集と検討結果については、文書やデータ等で確認できなかった。 当構想は長期にわたるものであり、緑政課担当者が定期的に人事異動で変わっていくことを踏まえると、今後、当構想の見直しが必要となった場合のために、その都度収集した情報を整理し、変更箇所や検討結果等を残しておくことが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	収集した情報をデータとして保存するために、当事業の関連計画をまとめたフォルダを作成し、これまでの関連計画の変更箇所や構想との関連の有無などを確認した資料を格納しました。 今後も、収集した情報はその都度整理し、当構想の見直しの検討結果等と併せ適切に保存してまいります。	○	令和5年度

No. 29

監査内容

報告書の頁 91

意見	(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について 都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積については、緑の基本計画や政策事業シートに指標値として設定し、各年度の目標値と実績値、1年間の実施内容をコンパクトに記載している。ここで、都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積は、都市公園面積（能動的な要因）と都市計画区域人口（受動的な要因）の影響を受けるため、市民に対し、それぞれの増減内容がわかるように記載することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園課	都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積について、積算の基礎数値となる都市公園面積と都市計画区域内の人口がわかるように、浜松市ホームページで公表しました。	○	令和6年度

No. 30

監査内容

報告書の頁 91

意見	(1) 市民1人当たりの公園敷地面積について 市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積については、緑の基本計画や政策事業シート等に記載がない。公園課に確認したところ、こちらは国の基準（都市公園法及び施行令）は満たしており、行政上の課題は都市計画区域内の市民1人当たりの公園敷地面積であることを明確にするため記載しないとのことであった。上記の面積について、他に開示している書類は見当たらず、現状のままでは、市民に対し、この面積が条例の基準を満たしていないことについて、何も説明がない状態が続いている。そのため、緑の基本計画や政策事業シート等に記載しないとしても、浜松市ホームページの「浜松市における都市公園の推移」に載せる等、市民に対して進捗状況等を開示することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園課	市街化区域内の市民1人当たりの公園敷地面積について、積算の基礎数値となる都市公園面積と市街化区域内の人口を含めて、浜松市ホームページで公表しました。	○	令和6年度

No. 31

監査内容

報告書の頁 92

意見	(2) 公園整備事業の指標（整備率）について 公園整備事業では、浜松城の南エントランスゾーンと天守曲輪南側土堀延長整備率を事業指標としている。天守曲輪南側土堀延長整備率について、2019年度以降、実績値が75%のまま変わらない要因を公園課に質問したところ、南エントランスゾーンの整備は終了したが、天守曲輪南側土堀延長整備は、発掘調査の成果や土堀の安全性を踏まえ復元方針を検討中であるため、工事が止まっているとのことであった。 公園整備事業は重要な施策であるという公園課の意見を勘案しても、事業指標の設定時には、天守曲輪南側土堀の復元方針が決まらないことを想定しておらず、事業が中断している状況を踏まえると、この整備率は事業指標から外すことが適当である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園課	政策・事業シートにおける事業指標の見直しを行い、天守曲輪南側土堀の復元方針が決まらず事業が中断していることから、「南エントランスゾーンと天守曲輪南側土堀延長整備率」の指標を廃止しました。	○	令和6年度

意見	(3) 公園整備事業の指標（県協議）について 公園整備事業では、新野球場を含めた遠州灘海浜公園の施設整備等に向けた進捗状況を事業指標としており、直近年度の目標値と実績値は全て「県協議」となっている。 事業シートには、前年度と当年度の事業実施内容の記載欄があるが、県協議の具体的な内容の記載が見当たらないため、できるだけ具体的な内容を記載することが望ましい。 また、数値化できない事業指標では、目標と実績の管理ができず、数値化できないのであれば、指標を削除することが適当である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園課	政策・事業シートにおける事業指標の見直しを行い、「新野球場を含めた遠州灘海浜公園の施設整備等に向けた進捗状況」について、新野球場の整備は県が実施主体であり具体的内容の記載による数値化が困難であることから、指標を廃止しました。	○	令和6年度

指摘	(1) 公園施設長寿命化計画（遊戯施設）について 浜松市の公園には、ハザードを除去しなければならない遊具が多数存在している。現状の予算では、本来必要な遊具の補修・更新が実施できず、年々計画との乖離が大きくなるおそれがある。遊具の安全性が確保できなくなるのではないかと危惧されるところである。 長期的に遊具の安全性を確保し、利用者の事故を未然に防ぐためには、まずは、最低限必要となる予算を確保し、必要な補修や更新を先送りすることなく、確実に実施することが必要である。 また、予算が確保できない場合には、将来的には遊具や一般施設を減らして、コストを削減することについても検討する必要がある。2,400 を超える遊具があれば、それだけの維持管理コストが長期的には発生することになる。利用状況によっては、削減可能な遊具もあると考えられる。 さらに、予算確保のためには、新たな収入源を増やすための方法も検討しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	遊具及び一般施設の更新については、現行の交付金事業を継続して活用することにより、計画的に実施してまいります。修繕についても現行予算を確保しながら随時実施してまいります。また、新たに、集中的な予算として、令和7年度から概ね10年程度を目安に予算確保を図り、ハザードの除去を進めてまいります。 また、施設の必要性を再確認する中で、不要と判断できるものについては撤去も視野に入れながら取捨選択し、維持管理コストの削減を図ります。 なお、現在活用している交付金事業は、施設の更新に限定されています。修繕に活用できる事業は現時点では無いため、新たな制度が制定された場合には活用できるよう、関連情報に注視してまいります。		措置対応中

No. 34

監査内容

報告書の頁 96

意見	(2) 事業内容と事業指標について ①事業実施内容 浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）と浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）における長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等は、各計画ともに、別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）によるとしているが、浜松市ホームページを探しても見当たらなかった。 各計画は10年という長期にわたるものであり、市民に対し、具体的対策、対策内容・時期等を明確にするためにも、各計画と併せて「公園施設長寿命化計画調書」もホームページ等で開示することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設）における長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等として、別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）を掲載しました。 浜松市公園施設長寿命化計画（一般施設）については、今後掲載いたします。	○	令和6年度

No. 35

監査内容

報告書の頁 96

指摘	(2) 事業内容と事業指標について ②事業目標 公園施設長寿命化事業においては、事業の指標がないため、公園管理事務所に確認したところ、公園施設（特に遊戯施設）については、毎年の点検結果を踏まえた対策順位の見直しを行うほか、日々の巡視や市民からの通報等による修繕依頼に伴う随時補修対応を実施していることから、長寿命化計画に即した目標設定は困難であるとのことであった。 しかし、「市民に安全安心で快適な公園を提供する」ことを目的として、長寿命化計画を策定し、事業に取り組んでいることを鑑みれば、各計画期間内で達成可能な何らかの目標設定は必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	長寿命化計画に位置付けられた遊具のうち、期間内に更新を計画している遊具数に対する更新数の割合を100%とすることを目標値として設定し、計画の進捗管理を行ってまいります。		措置対応中

No. 36

監査内容

報告書の頁 99

指摘	(1) 樹木の状況（風車公園） 風車公園内には、樹幹が傾斜した木、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木などが見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 遠州灘海浜公園は、昭和 36 年（1961 年）7 月開設の公園であり、開設から 60 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、公園内にある危険木等を確認するとともに、その場所を図面上にプロットすることによって管理をします。 今後、優先順位付けをして、伐採、剪定作業を実施してまいります。		措置対応中

No. 37

監査内容

報告書の頁 99

指摘	(1) 樹木の状況（風車公園） 伐採した木が、短く切られたうえ、丸太状態で長期間置かれたままになっている箇所が散見された。自然分解のための放置、再利用のための仮置きなどによることも考えられるが、基本的には、公園利用者の支障とならないよう、置き場所やその後の管理に留意する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	分解までに時間を要しますが、自然分解の考えで公園管理上、支障のない場所に置いています。 今後も引き続き、公園利用者の支障とならないよう、置き場所に配慮し、適切に管理してまいります。	◎	令和 5 年度

No. 38

監査内容

報告書の頁 100

指摘	(2) 樹木の状況 (江ノ島地区) 江ノ島地区の駐車場付近にある一部の松には松枯れがあり、その中には、枝が隣接道路上に伸びている松や、伸びつつある松があった。 指定管理者に質問したところ、松枯れの治療方法がなく、過去に枝の落下があった（被害はなかった）とのことであった。 江ノ島地区の隣接道路は通行量が多く、松枯れにより松が落ちると被害が出る可能性があるため、早めの松枯れ対策が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	松枯れによる被害の未然防止のため、対象となる松を伐採しました。 今後も、巡視点検などにより松枯れを把握し、速やかに対応してまいります。	◎	令和5年度

No. 39

監査内容

報告書の頁 101

指摘	(3) 看板の劣化 遠州灘海浜公園（風車公園、凧場公園、江ノ島地区）を視察したところ、設置してある看板が、2012年8月31日に江ノ島プールを閉鎖した事実を反映しておらず、古いままであった。また、看板の劣化もあった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕、状況によっては撤去をしてまいります。 大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合には表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中

No. 40

監査内容

報告書の頁 102

指摘	(4) 野鳥観察小屋の環境整備 ①白紙の看板 野鳥観察小屋内部の壁に、白紙の看板がならんでいた。担当者に質問したところ、過去の具体的な展示内容は不明であるが、本来、野鳥公園小屋の利用者に対し、野鳥の名前や種類などを明示していたと考えられるとのことであった。 今一度、看板の目的を振り返り、看板を有効活用すべきである。また、看板を使用しないのであれば、景観上、撤去することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現地の状況を確認したところ、もともとは馬込川に飛来する野鳥を観察するための窓でしたが、樹木の成長により視界が遮られてしまい、その目的が果たせなくなったことから、板を設置して封鎖したことが判明しました。 安全性には問題ありませんが、景観に配慮した対応について改めて検討いたします。		措置対応中

No. 41

監査内容

報告書の頁 102

意見	(4) 野鳥観察小屋の環境整備 ②野鳥のフン 野鳥観察小屋の内部のいたるところに、野鳥のフンが散見された。担当者に質問したところ、鳥の飛来時期によるところがあり不定期で清掃を行っているとのことであった。 小屋の立地上、ある程度の野鳥のフンはやむを得ないと考えるが、利用者からすると、できるだけ清潔であることが望ましい。清掃をこまめに行ったとしても、すぐに汚されることが考えられるため、小屋内への侵入を防ぐ方策（ネット等）で対応することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現地の状況を確認し、対応方法を検討しました。 ネット等の設置については、野鳥観察に支障が生じるため、定期的に清掃することで清潔な環境を保ってまいります。	○	令和6年度

No. 42

監査内容

報告書の頁 103

指摘	(5) 津波避難マウンドの鍵付きベンチ 風車公園には津波避難マウンドがあり、そこには鍵付きのベンチがある。 公園管理事務所と指定管理者にベンチ内の保管物を質問したところ、ベンチの管理は危機管理課であるためわからないとのことであった。 風車公園は日常的に指定管理者が管理しており、仮に津波避難があったときのことを考えると、鍵付きベンチの鍵の保管場所や保管物について、継続的に指定管理者と危機管理課の両方で情報共有しておくことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現在、ベンチの鍵は浜松まつり会館が保管しているところですが、今後につきましては、合鍵等を作製し、指定管理者も保管できるよう関係課との調整を図ってまいります。		措置対応中

No. 43

監査内容

報告書の頁 103

指摘	(6) 凧場公園の健康遊具 凧場公園のひょうたん池周辺には、複数種類の健康器具が、使用方法を紹介した看板とともに設置してある。 公園内にある各遊具について、委託業者が作成した点検報告書により現地踏査を実施したところ、これらの遊具は点検報告書に記載されていなかった。 遊具の点検にあたっては、点検報告書にすべての遊具を漏れなく記載し、それぞれの状態（総合判定、使用可否、ハザート、劣化判定、塗装判定等）を一目でわかるように、継続的にとりまとめることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	この遊具の情報について、公園台帳へ追記するとともに、健全度評価を行い、長寿命化計画に位置付けてまいります。 また、指定管理者による定期点検を継続的に実施し、劣化状況の把握に努めます。		措置対応中

No. 44

監査内容

報告書の頁 103

意見	(7) マンホールの露出 公園内にマンホールが露出している箇所があり、利用者の転倒の危険があるように思われた。転倒による事故を未然に防ぐため、応急措置を実施することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	指定管理者に指示し、随時修繕するようしてまいります。		措置対応中

No. 45

監査内容

報告書の頁 104

意見	(8) 利用者増加への取り組み 風車公園は、園内に浜松まつり会館があり、日本三大砂丘の一つである中田島砂丘に隣接する公園である。イベントの内容やホームページ等による情報提供を充実させ、積極的にPRを行うなど、利用者増加への取り組みが必要と考える。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	利用者増加に向けて、イベント情報をホームページに掲載し、PRしていくことを検討してまいります。		措置対応中

No. 46

監査内容

報告書の頁 106

指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック(デコボコピクニック) この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。指定管理者により、修繕等の措置は行われているが、頭部胴体の挟み込みの危険性がなくなったわけではない。 頭部胴体の挟み込みについても、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	物的ハザードを除去するために、対象遊具を撤去しました。	◎	令和6年度

No. 47

監査内容

報告書の頁 107

意見	(1) 遊具 (2) フィールドアスレチック(丸太のトンネル) 支柱部腐朽も手すり部腐朽も対応済であったが、円筒内のボルトのキャップが外れているものが、複数見受けられた。ネジが露出している箇所については、子どもの衣服等が引っかからないよう、何らかの措置を実施することが望ましい。 また、遊具まわりに樹木の根が出ており、子どもが躓く恐れがあると思われるため、これについても取り除くことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	指定管理者に指示し、ボルトのキャップの設置や、ネジが露出しないような安全対策を講じ、遊具の安全を確保してまいります。		措置対応中

No. 48

監査内容

報告書の頁 107

指摘	(2) 冒険広場のスズメバチ 冒険広場にスズメバチの巣があり、視察した日にも、何匹かスズメバチがいた。子どもの遊び場(冒険広場)であり、近くに遊具もたくさんあるため、スズメバチの巣ごと駆除することが必要である。 なお、市では、監査日現在は、スズメバチが活発に動いている時期であることを考慮し、11月以降に駆除する方針とのことである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現地を確認しましたが、スズメバチの巣は確認できませんでした。 今後、スズメバチを発見した場合には、巣の確認をし、確認できた場合には駆除し、確認できない場合には安全領域を確保する看板を設置します。	◎	令和6年度

No. 49

監査内容

報告書の頁 108

意見	(3) 冒険広場の立入禁止場所 交換・補充用の土・砂の置き場となっている箇所があった。 バックヤードがないため、子ども用プールの自転車置き場の横に置いているとのことである。 屋外で風雨にさらされた状態となっているため、他の保管方法についても検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	景観や安全面に配慮し、撤去いたしました。	○	令和6年度

No. 50

監査内容

報告書の頁 109

意見	(4) 立入禁止の案内 浜松城公園内の立入禁止区域については、柵がきれいに設置されているところもあれば、テープが貼られているところ、工事で利用される木製のバリケードが置かれているところもあった。立入禁止の目的は達成されるだろうが、公園としての景観は損なわれていると思われる。 浜松城公園が市外からの来園者も非常に多い公園であることを考慮すると、本来は、都市公園としての安全性と景観を損なわないような方法により、立入禁止とすることが望ましい。文化財課と話し合いのうえ、最善の方法について検討することが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	破損した柵については修繕いたしました。 また、木製のバリケードについては、安全性を確保したうえで、景観に配慮したものに变更いたしました。	○	令和6年度

No. 51

監査内容

報告書の頁 109

意見	(5) 看板① 半分埋まったような看板があり、何のためのものかわからなかったため、指定管理者に確認したところ、ここは落ち葉の集積場所となっており、当該看板は落ち葉を堰き止めるために使用しているとのことであった。 本来必要な看板が落下して、半分埋まったようにも見えるため、他の方法があれば、この看板は撤去することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	看板としての機能はなく、紛らわしいため撤去いたしました。	○	令和6年度

No. 52

監査内容

報告書の頁 109

意見	(6) 看板② 「城内禁煙」の右側にある張り紙が剥がれており、その柵も割れているように見える。張り紙も柵も直すことが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	侵入を防止するよう、柵を修繕いたしました。 併せて張り紙も撤去いたしました。	○	令和6年度

No. 53

監査内容

報告書の頁 110

意見	(7) 石垣の雑草 浜松城石垣に雑草が生えているが、崩落の危険等があり、除草が困難な状況となっている。 この除草は、作業の面からは、作業者の安全確保が求められる一方で、文化財課からは、石垣の保護が求められており、公園管理者としては、ベストな手法がわからないのが現状とのことであった。 公園管理者として非常に難しい立場にあることは理解できるが、このまま時間が経過すると、雑草がどんどん成長してしまい、除草作業がいつそう大変なことになると思われる。他市の対応等を参考に、引き続き、ベストな手法を探っていただきたい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	他都市の事例を参考として、最適な手法について検討してまいります。		措置対応中

No. 54

監査内容

報告書の頁 111

指摘	(8) 樹木の状況 浜松城公園は、昭和 25 年（1950 年）5 月開設の公園であり、開設から 70 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、公園内にある危険木等を確認するとともに、その場所を図面上にプロットすることによって管理をします。 今後、優先順位付けをして、伐採、剪定作業を実施してまいります。		措置対応中

No. 55

監査内容

報告書の頁 112

意見	(9) 石畳のアート（バリアフリー化） 美術館前の歩道には、石畳のアートが施されているが、このアートが段差となっており、歩きにくいだけでなく、躓く危険があると思われる。 浜松城公園は、観光客だけではなく、散歩やラジオ体操等の目的で地元の高齢者も多く訪れている。歩行者の転倒などによる事故を防ぐため、石畳アートの必要性について検討するとともに、園路のバリアフリー化についても検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	石畳の脇にあるバリアフリー通路を利用することで、特段の支障はないものと判断しました。なお、通路脇に「足元に注意！」の看板を設置することで、注意喚起をしています。	—	令和6年度

No. 56

監査内容

報告書の頁 112

意見	(10) 園内案内等 浜松城公園の案内図では、それぞれの場所の名称が記載されているが、実際にその場所に行っても、その場所には名称が表示されていないか、あったとしても気がつきにくい。監査人は園内で「スターボックスへはどう行けばいいのか?」「美術館へはどう行けばいいのか?」と聞かれたこともある。園内での案内表示が不足しているように思われる。また、作左の森、石舞台などについても、何かしらの説明があったほうが、観光客にとっては望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	新たに、公園利用者向けに配架・配布するパンフレットを作成し活用していくとともに、浜松城公園のホームページにおいて、作左の森、石舞台などについての説明も加えることなどを検討し、園内での案内表示の充実に努めてまいります。		措置対応中

No. 57

監査内容

報告書の頁 114

指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出、頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 58

監査内容

報告書の頁 114

指摘	(1) 遊具 ②フィールドアスレチック 委託業者の点検では、「使用不可」と判定されており、現地視察の時点では、使用禁止の措置が取られていた。理由については、「支柱部の腐食が進行したため」とのことである。 今後は、補修により対応する方針であるが、具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってはいない。早急に対応する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	改めて状況を確認するとともに、修繕・撤去等について検討し、早急に対応できるよう努めてまいります。		措置対応中

No. 59

監査内容

報告書の頁 115

指摘	(2) 看板の劣化 佐鳴湖公園を視察したところ、看板の劣化が見受けられた。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕、または撤去をします。 大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合には、表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中

No. 60

監査内容

報告書の頁 115

意見	(3) サンクンガーデンのせせらぎ水路 佐鳴湖公園の北西部にはサンクンガーデンがあり、中央部にせせらぎ水路がある。水路を視察したところ、水が通っておらず、景観が整っていない状態であった。 予算の都合により、噴水の速やかな修繕ができない点については、やむを得ないと考える。一方、従来と異なり噴水の修繕を控える状態が続くようであれば、空の水路につき、景観や安全性等に問題がないよう、取り組んでいただきたい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点で安全性に問題がないことを確認いたしました。引き続き日常の巡視により施設に異常が発生していないかを確認し、安全確保に努めるよう、指定管理者に指示いたしました。 併せて、除草や清掃を行うことにより良好な景観を維持するよう指示いたしました。	○	令和6年度

No. 61

監査内容

報告書の頁 116

意見	(4) 野鳥観察小屋 野鳥観察舎を視察したところ、湖畔の雑草により、野鳥を観察しづらい環境にあった。公園管理事務所に質問したところ、「湖畔の雑草管理は県の管轄であり、市は要請することしかできない」との回答であった。 現状では、野鳥を観察するという本来の設置目的を果たしていないと考えられるため、今後も継続して、県へ雑草処理を依頼していただきたい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	湖畔の雑草の除去について、これまでも静岡県浜松土木事務所へ依頼しているところですが、今後も継続して要請してまいります。 なお、湖面と陸地の境にある雑草は、指定管理者において適宜、除去いたします。	○	令和6年度

No. 62

監査内容

報告書の頁 117

指摘	(5) 設置者不明の自然道 今回の視察において、市整備山道と自然道を歩いたが、双方とも問題なく歩くことができた。しかし、設置者不明の自然道には朽木があったため、担当課に管理責任者を確認したところ、自然道は公園区域内であるため、市が管理責任者として、朽木等の危険木や危険個所の補修等を実施するとのことであった。 視察時に確認した朽木については、伐採の有無を検討するとともに、自然道についても、市整備山道と同様の管理体制を整備、運用する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	対象となる朽木については、伐採いたしました。 自然道についても、今後、市整備山道と同様に、指定管理によって管理し、随時修繕等を実施してまいります。	◎	令和6年度

No. 63

監査内容

報告書の頁 118

指摘	(1) 遊具 こども広場の観覧車について、点検業者から提出された定期点検報告書では、「使用年数が 40 年に近づいています。施設の老朽化が見受けられますので、施設更新をご検討お願いします。」との指摘がある。 緑政課では、法定点検等と維持管理を適正に実施し、安全が確認できれば、稼働は可能と考えている。しかし、この観覧車について、点検業者は「使用年数が 40 年に迫り、老朽化のため更新の検討が必要」と指摘しており、近い将来、更新の可否について、市の判断が必要になることが想定される。観覧車の更新は、多額の予算が必要となるため、早い段階から更新計画を策定するなど、今後の対応について検討しておくことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	こども広場の遊具の中では人気の施設であり、今後も安全な運行を継続させるために、法定点検等と維持管理を適切に実施してまいります。 更新には多額の予算が必要であり、更新の可否を含め今後の対応について検討を進めてまいります。		措置対応中

No. 64

監査内容

報告書の頁 119

指摘	(2) 園路 ①舗装の劣化 園路（こなみの森コース）に、舗装が劣化している箇所があった。 公園を視察した際には、高齢者や幼児連れの親子が散歩している姿を見かけた。 車いすは通行できない園路ではあるが、通常の歩行でも躓く可能性のある舗装の劣化である。市は、指定管理者との協議、適切な指示等により、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	指摘箇所については、令和 5 年度中に園路の舗装劣化を修繕しました。 今後も、緑政課と指定管理者との情報共有を強化し、舗装の劣化等、危険個所の把握をすることで、安全確保に努めてまいります。	◎	令和 5 年度

No. 65

監査内容

報告書の頁 119

指摘	(2) 園路 ②通行禁止の園路 原種つつじ園と八重桜並木の間の園路（こなみの森コース上、つり橋付近）には、通行禁止となっている箇所がある。この場所では、通行禁止の措置が続いているとのことであるが、それは、園路としての機能が維持されていないことを意味する。このような状態が長期化することを避けるため、市は、指定管理者と協議し、廃止を検討するなどの対応が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	舗装の劣化等危険個所の把握について、緑政課と指定管理者との情報共有を強化し、安全性の確保に努めてまいります。		措置対応中

No. 66

監査内容

報告書の頁 120

指摘	(3) 樹木の説明表記 原種つつじ園と八重桜並木の間の園路（こなみの森コース西側入り口付近）に、表面が劣化し不明瞭な説明表示があった。 この表示板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、案内板設置の目的が十分に達成できない。 また、本来であれば、表示板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が表示板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
緑政課	園内の樹名板の総点検を指示し、劣化箇所について取替を実施します。 今後の維持管理の徹底についても指定管理者に指導してまいります。		措置対応中

No. 67

監査内容

報告書の頁 122

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具(木製、鋼製) ②丸太トンネル ③丸太平均台 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 68

監査内容

報告書の頁 123

指摘	(1) 遊具 ④フィールドアスレチック(丸太登攀ロープ) この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 頭部・胴体の挟み込みについて、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 69

監査内容

報告書の頁 123

意見	(2) 昇降台（施設番号なし） 芝生広場にある複合遊具とフィールドアスレチック/丸太平均台の近くの急斜面に昇降台があるが、遊具の点検報告書に記載されていなかった。 点検報告書に載っていない遊具は、点検対象から漏れる可能性があるため、廃棄予定であっても廃棄前であれば、報告書に載せて管理することが望ましい。 また、この遊具は急斜面にあることから、利用者がバランスを崩して落ちて怪我をする可能性がある。現在、廃棄予定の遊具に利用制限はかかっていないが、定期的に利用の可否を検討すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	修繕により利用を継続することが適当ではないと判断し、撤去いたしました。	○	令和6年度

No. 70

監査内容

報告書の頁 124

指摘	(3) 看板の劣化 公園内を視察したところ、劣化している看板が見受けられた。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕、または撤去をします。 大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合には、表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中

No. 71

監査内容

報告書の頁 125

意見	(4) 亀崎ファミリーランドプールの告知 プールの休日である月曜日に公園を視察したところ、プールが休みとは知らずに有料駐車場に入ったプール利用者が散見された。 プール利用者に周知方法が十分ではない可能性があるため、休日案内看板を目立つ箇所に置いたり、置く場所を増やしたりするなどの対応が望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、目立つ場所に案内看板を設置しました。	○	令和6年度

No. 72

監査内容

報告書の頁 125

指摘	(5) 駐輪場の屋根破損 公園南部にあるゲートボール場近くの駐輪場を視察したところ、屋根と風よけ板が破損していた。 現状、駐輪そのものは問題なく使えるとしても、雨が降った際は不便であり、景観はよくないため、計画的な修繕が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者へ指示し、駐輪場の修繕を実施しました。	◎	令和5年度

No. 73

監査内容

報告書の頁 125

意見	(6) 電話ボックスの跡地 北駐車場から管理棟に向かう通路にある電話ボックスを視察したところ、すでに固定電話は撤去されており、中には入れない状態になっていた。 この通路は、駐車場から各公園施設に行くための主要通路であり、今後の利用予定がないのであれば、撤去することが望ましい。 その際、電話ボックスは通路より若干高い場所に設置しており、単純にボックスだけ撤去すると段差が残り踏く可能性があるため、修繕の必要性も併せて検討する必要がある。また、撤去の有無にかかわらず、撤去費用を設置者と設置許可者のどちらが負担するかを、事前に明確化しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	電話ボックスの撤去及び撤去後の段差解消は、市で実施するよう調整いたします。		措置対応中

No. 74

監査内容

報告書の頁 127

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出、頭部・胴体の挟み込みなどについて、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 75

監査内容

報告書の頁 127

指摘	(2) ベンチの破損 公園内を視察したところ、破損しているベンチが見受けられた。 公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態のため、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、修繕します。		措置対応中

No. 76

監査内容

報告書の頁 128

指摘	(3) 看板の劣化 都田総合公園を視察したところ、湿気がたまりやすい水辺空間等の自然地形等もあって、看板の劣化が見受けられた。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕、または撤去をします。 大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合には、表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中

No. 77

監査内容

報告書の頁 129

意見	(4) わんぱくゲレンデ 「わんぱくゲレンデ」の定休日は、毎週火曜日と年末年始(12/29～1/3)となっているが、利用者であるこどもの安全性を考慮し、雨天を休場日としている。また、晴天であっても、人工芝の状態によっては休場としている。 わんぱくゲレンデは、近所のこども達以外も利用することから、ホームページにわんぱくゲレンデの電話番号を載せるだけではなく、当日の営業情報も載せることが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、ホームページに当日の営業情報を掲載するように改修をし、案内をしております。		措置対応中

No. 78

監査内容

報告書の頁 130

意見	(5) 増沢池の周辺道路 公園内には増沢池があり、池の北側には周辺通路があるため、池畔を歩くことができるようになっている。 周辺通路を視察したところ、雑草が生い茂っていた。 池周辺は湿気が多く、まむしやムカデが多いとのことであり、雑草が生い茂っている周辺通路を歩くのは危険かもしれない。費用対効果の関係から、雑草駆除の優先順位が低いのであれば、周辺通路の入口にマムシ注意の看板を設置する等して、利用者に注意喚起することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、通常業務の中で、雑草を除去するとともに、利用者に対して注意喚起を行うためにマムシ注意の看板を設置するようにしております。		措置対応中

No. 79

監査内容

報告書の頁 130

指摘	(6) 陥没現場の原因究明と対策 公園内を視察したところ、多目的広場と芝生広場の間にある斜面の一部に陥没現場があり、周辺を立入禁止としていた。 陥没現場を立入禁止としており、公園利用者の安全性に大きな問題はないと考える。しかし、令和5年度においても陥没範囲は拡大しており、修繕費用の増加が想定されるため、早期の原因究明と対策の実施が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	外部委託による対策検討と対策工事の実施について、検討してまいります。		措置対応中

No. 80

監査内容

報告書の頁 132

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 81

監査内容

報告書の頁 132

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 遊具のリスト上は、対象年齢が「6歳～12歳」となっているが、大人向けの健康器具であるため、リストの修正が必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	一般社団法人日本公園施設業協会発行の「遊具の安全に関する基準」によると、対象年齢の表示は幼児用（3～6歳）、児童用（6～12歳）の2種類となっており、大人向けという表示は存在しないことから、6歳以上が利用可能であると判断できる遊具については児童用（6～12歳）の表示をすることが適切であると判断しました。	◎	令和5年度

No. 82

監査内容

報告書の頁 132

意見	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具には、使用法の記載されたプレートがあるが、日焼け等により表示が不鮮明となっていた。更新することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	公園利用者が遊具を安心して使えるよう、不鮮明な表示については改善を図ります。		措置対応中

No. 83

監査内容

報告書の頁 133

指摘	(1) 遊具 ②4人用ぶらんこ この遊具は、点検業者が「着座部・腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	令和6年4月の日常点検において、チェーンの摩耗が見られたことから、4基のうち3基を使用禁止措置としました。残る1基については、今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 84

監査内容

報告書の頁 134

指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ柵 ぶらんこ柵は、支柱部腐食が始まっている箇所があり、点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。 ぶらんこ柵は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 柵自体は、子どもの使用するものではないが、遊具と同様、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 85

監査内容

報告書の頁 134

指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ柵 国土交通省の指針には、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う」とある。 ぶらんこの支柱と柵の下のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆うなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 86

監査内容

報告書の頁 135

意見	(1) 遊具 ④砂場 この砂場には雑草が生えており、砂も固い状態であった。また、砂場内に遊具が設置されている。当初は、このような設置も可能であったが、現行の基準では、砂場内に遊具を設置することはできないことになっている。本来は、同一箇所に複数の遊具が混在している状態を避ける必要がある。 この砂場は、一般の砂場に比べると、面積が相当広いため、砂場の部分を縮小し、雑草のない箇所だけを砂場とするなど、再整備することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	砂場は除草・耕うんをし、利用し易いように改善を図ります。 また、砂場の規模縮小や砂場内の遊具の移設・撤去については今後検討してまいります。		措置対応中

No. 87

監査内容

報告書の頁 137

指摘	(2) 樹木の状況 四ツ池公園では、今年度においても、複数の倒木が発生しているが、事前に危険性を察知し、伐採するなどの対応を取ることはできなかった。今年度は、四ツ池公園の周辺道路で発生した倒木により、人的・物的事故も起こっており、危険木の調査、伐採が後手に回っている印象がある。 また、市は令和4年度から危険木の調査を開始し、5年度に伐採が終了する予定であるが、この業務では、園外周の樹木など、調査の対象外となっているものも多い。 現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き調査等を実施していく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	倒木による事故を未然に防ぐため、令和6年度からは、令和4年度の調査対象外となっている区域について、特に第三者への影響が懸念される個所を中心に「緑地等樹木緊急伐採事業」を実施しています。 今後も引き続き、倒木による事故の未然防止に取り組んでまいります。	◎	令和6年度

No. 88

監査内容

報告書の頁 137

指摘	(3) 園路 水捌けが悪いように見える園路があった。 四ツ池公園を視察した際には、高齢者やベビーカー利用者が散歩している姿を多く見かけた。雨が降った後など、園路が滑りやすくなり、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視業務や定期清掃業務により園路の状況を把握し、危険がある部分については清掃を行うなどの安全確保に努めます。 清掃だけでは解消が難しい個所については、構造変更により危険排除が可能であるか、検討を進めます。		措置対応中

No. 89

監査内容

報告書の頁 138

意見	(4) 芝生公園 ①雑草 雑草の処理については、年に4回実施しており、年内にもう1回実施する予定とのことであった。 9月26日、10月13日の公園視察時には、大人の膝近くまで雑草が伸びており、子どもが芝生で遊べる状態ではなかった。実際、9月26日午後の視察時に、3人の子どもたちが公園内に入ろうとして、雑草の状態を見て入るのをあきらめ、他へ移動していったのを監査人は目撃している。 また、園路から大人用の遊具までは、雑草が踏みならされた跡がある。大人は雑草を踏んで遊具を利用するが、子どもは雑草を避け、公園の利用をあきらめているかのようであった。 四ツ池公園は、来園者の多い公園であるため、芝生公園においても、子どもが楽しめるよう、雑草の処理回数を増やすことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	当該箇所の除草は4、6、7、8、10月に実施しており、他の公園と比較しても多くの回数を実施していることから、現状の回数を確実に実施していくこととします。 なお、除草する時期については、雑草の状況に応じ柔軟に対応するなど、利用しやすい公園環境づくりに努めます。	○	令和5年度

No. 90

監査内容

報告書の頁 139

指摘	(4) 芝生公園 ②遊具 芝生公園内にある健康器具(足ふみ)については、雑草処理後も、遊具があることに気がつきにくい状態となっており、利用されていないのではないかと危惧されるところである。 遊具が見える状態にして利用を促すか、不要と判断し撤去するなど、状況に応じた措置が必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	遊具の利用に配慮した除草を行うよう、除草業者に対して指導をまいります。 また、遊具自体の必要性について改めて確認し、不要と判断した場合には撤去について検討いたします。		措置対応中

No. 91

監査内容

報告書の頁 140

指摘	(5) 看板等 芝生公園内の看板は、雑草だらけで近づきにくい状態であった。また、剥がれや劣化があり、何の案内なのか、わからないものもあった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。 今後は、日々の巡視点検による早期発見に努め、迅速に対応するよう改善を図ります。		措置対応中

No. 92

監査内容

報告書の頁 141

指摘	(6) ベンチ 四ツ池公園内には、劣化しているベンチが散見された。また、利用しにくい場所に設置されているテーブルとベンチもあった。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 93

監査内容

報告書の頁 143

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ①ジャングルジムすべり台②すべり台 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 94

監査内容

報告書の頁 144

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ③その他遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 95

監査内容

報告書の頁 145

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項があるもの) ①ブランコ2連 この遊具は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 96

監査内容

報告書の頁 146

指摘	(3) 立入禁止の案内 ロープに取り付けられている案内があるが、この内容が手前からは見えず、ロープの反対側へ回ると、立入禁止の案内であることがわかる状態であった。 危険を想定した場所のため、適切な案内へと改める必要がある。 なお、後日、案内を手前から見えるよう再設置したという報告を指定管理者から受けている。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者において、修繕を実施しました。 今後も巡視等において、不適切な案内看板等を把握した場合は、速やかに改めるよう指定管理者に指示してまいります。	◎	令和5年度

No. 97

監査内容

報告書の頁 146

指摘	(4) 遊具広場のコンクリート 現地を視察すると、遊具広場の足下にあるコンクリートは、子どもにとって危険ではないかと思われた。 ここは子どもの使用が想定される遊具広場であり、付き添いの高齢者等も含め、段差による転倒事故等を未然に防ぐため、市から指定管理者への適切な指示、両者による協議等を実施し、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、当面は看板設置による注意喚起等により安全を確保してまいります。 また、段差解消やコンクリートの撤去についても検討してまいります。		措置対応中

No. 98

監査内容

報告書の頁 147

指摘	(5) ロープがかけられた木 木の周りに立入禁止のロープが張られており、中の木にもロープがかけられているものがあつた。その理由等を問い合わせたところ、指定管理者から「木自体に問題はなし。そばに根本が腐食した外灯があり（修繕協議中）、立ち入り禁止と隣接する家屋への倒壊防止用に、木にロープを巻き付けている。」との回答があつた。 根本が腐食した外灯の倒壊を防ぐため、引き続き、市と指定管理者との協議により、適切な措置を実施する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者との協議結果に基づき、市が外灯を修繕しました。これにより不要となったロープも撤去いたしました。	◎	令和5年度

No. 99

監査内容

報告書の頁 148

指摘	(6) 樹木の状況 和地山公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が多く見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 和地山公園は、昭和 44 年（1969 年）4 月開設の公園であり、開設から 50 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、公園内にある危険木等を確認するとともに、その場所を図面上にプロットすることによって管理をします。 今後、優先順位付けをして、伐採、剪定作業を実施してまいります。		措置対応中

No. 100

監査内容

報告書の頁 150

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ①ロープクライマー この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 頭部または首の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 101

監査内容

報告書の頁 150

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ②複合遊具 b この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。 複合遊具の場合は、ハザードレベルの高い個所に限定して使用禁止措置を講じるなど、遊具の状況に応じて対応いたします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 102

監査内容

報告書の頁 151

意見	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ②複合遊具 b 滑り台の表面は手で触れていられない程度に高温となっていたが、特に注意を促すシール等の表示はなかった。やけど防止のため、滑り台に高温注意のシールを添付するなどの措置が望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	ハザードとして位置付けられているものではないため、現時点では積極的な対応は不要と判断していますが、公園利用者からの要望状況などから対応を検討してまいります。		措置対応中

No. 103

監査内容

報告書の頁 151

意見	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ③複合遊具 a 本遊具については、令和3年9月に修繕が行われているが、令和4年に使用不可となり、更新計画が策定され、令和5年に更新工事が実施されている。 令和4年に点検業者が「ハザード3」と判定している理由が、頭部胴体の挟み込み、V字開口部、有害な隙間などであることから考えると、令和3年9月の修繕完了後も同様の状態であったと想定される。 法令上問題がないとしても、最新の安全性基準でハザード3、使用不可と判定される状態にとどまる修繕を実施して、遊具を使用可能にすることが適切であったか疑問である。 安全性の観点から、また予算の有効活用の観点からも、修繕を行わず使用中止とし、更新計画の前倒し等を検討すべきであった。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	令和5年度に更新いたしました。 今後は、安全性や予算の有効活用の観点から、その対応方法について検討いたします。	○	令和5年度

No. 104

監査内容

報告書の頁 152

指摘	(2) 遊具（「使用可」だが特記事項があるもの） ①その他遊具丸太トンネル この遊具は、点検業者が「支柱部腐朽 床部破損 修繕が必要」と判断しているものである。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後、日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 105

監査内容

報告書の頁 154

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項があるもの) ②スプリング遊具(4件) これらの遊具は、点検業者が「スプリング部腐食 修繕が必要」と判断しているものである。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。 なお、スプリング遊具の更新に際しては、破断の予測が困難なスプリングではなく、点検により劣化状況の判断が可能なロッキング遊具を採用いたします。		措置対応中

No. 106

監査内容

報告書の頁 154

指摘	(3) グラウンドゴルフ場 ①ビニールシート グラウンドゴルフ場の脇に、青いビニールシートに覆われ、雑草が生えた物体が見られた。公園管理事務所に確認したところ、「グラウンドゴルフをメイン活動とする地元公園愛護会が、グラウンド凹部への補充用に置いているサバ土である。現地確認のうえ管理の徹底を要請する」との回答を得た。 ビニールシートを突き破って雑草が生えていることからすると、この土は、一定期間使用されていないことが窺える。グラウンドゴルフ以外の公園利用者にも快適な利用環境を確保するため、適切な管理を指導すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	グラウンドゴルフ利用者と協議し、不要となった場合は撤去いたします。 また、サバ土の管理上、継続する必要がある場合は、適切に管理するよう、グラウンドゴルフ利用者に指導いたします。		措置対応中

No. 107

監査内容

報告書の頁 154

指摘	(3) グラウンドゴルフ場 ②安全性調査の実施 愛知県ではグラウンドゴルフ場においても釘が発見されている。公園利用者の怪我を防止し、安全を確保するため、浜松市でも、グラウンド内の釘の有無について調査する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	グラウンドゴルフ利用団体に、釘の有無の認識について確認し、その存在が想定される箇所とその周辺について、点検を実施します。 目印の設置が必要な場合の措置としては、他都市の情報を収集しながら方法を検討してまいります。		措置対応中

No. 108

監査内容

報告書の頁 155

指摘	(4) 時計（東側駐車場） この時計は、2023年8月18日午前11時56分に撮影したものであるが、時刻は7時25分を示しており、故障していることがわかる。この点について、公園管理事務所に確認したところ、「令和4年度末から不調で、巡視時に時刻修正を繰り返したため修繕（取替）を予定しているが、危険箇所等の対応を優先しているため、年度内の修繕を予定している。」との回答を得た。 公園利用者が時間を誤認する可能性があり、利便性を確保するためにも、早期に修繕すべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	公園利用者の利便性を確保するため、早急に時計の更新を行いました。なお、今後の管理が容易となるよう、時刻合わせが自動で、電池交換が不要な電波ソーラー時計といたしました。	◎	令和5年度

No. 109

監査内容

報告書の頁 155

指摘	(5) 不明瞭な看板 園路の脇に不明瞭な看板が設置されていた。 この看板は、テニスコートや駐車場といった通常使用されている場所とは異なり、園路の脇に設置されていた。 この状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。また、明確な使用目的がない場合には撤去すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。		措置対応中

No. 110

監査内容

報告書の頁 156

指摘	(6) 園路 排水溝が土と枯れ葉で埋まり、水が溢れている園路があった。 視察当日は、大雨が続いた直後ではあったが晴天であり、公園を散策する利用者の姿も多く見られた。この場所は時折冠水することであり、公園利用者の安全確保の観点から、冠水時の事後的な対応のみならず、抜本的な対策についても検討することが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該箇所は、地形的に山からの差し水の発生を防ぐことは困難であるため、側溝の排水機能を確保することで対応しています。 今後も巡視時に状況を確認し、土砂や枯葉の堆積が見られる場合は、早急に清掃を行い、大雨時の排水機能の確保に努めてまいります。	◎	令和5年度

No. 111

監査内容

報告書の頁 158

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 112

監査内容

報告書の頁 158

指摘	(1) 遊具 ②ネットクライマー この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、遊具を使用禁止にするようにします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 113

監査内容

報告書の頁 159

指摘	(2) 看板等 読解不能の破れた看板、効果が期待できない設置方法の看板、読み取れない状態になっている看板があった。 これらの看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕、または撤去をします。 大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合には、表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中

No. 114

監査内容

報告書の頁 162

指摘	(1) 遊具 ①フィールドアスレチック (4件) これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 115

監査内容

報告書の頁 162

指摘	(1) 遊具 ②複合遊具 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。 複合遊具の場合は、ハザードレベルの高い個所に限定して使用禁止措置を講じるなど、遊具の状況に応じて対応いたします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 116

監査内容

報告書の頁 163

指摘	(1) 遊具 ③鉄棒 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 117

監査内容

報告書の頁 164

指摘	(2) 看板 公園内の看板で、剥がれて内容が読めないものがあった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。 今後は、日々の巡視点検による早期発見に努め、迅速に対応するよう改善を図ります。		措置対応中

No. 118

監査内容

報告書の頁 165

指摘	(3) 木製ベンチ 芳川公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 119

監査内容

報告書の頁 166

意見	(4) ソフトボール場 ①雑草の手入れ 芳川公園には、ソフトボール場があるが、ダイヤモンドに当たる部分に雑草が多く生い茂っていた。 監査当日、現地には公園利用者から、「芳川公園の近くには中学校があり、生徒達がソフトボール場をよく利用している」と聞いた。 公園の快適な利用のためには、ダイヤモンド部分についても、除草の対象とすることが望ましいと考える。ただし、調査の結果、地元の中学生など特定の利用者による使用頻度が高い場合には、生徒に雑草の手入れを協力してもらうなど、委託以外の方法も考えられるため、他の方法についても同時に検討することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	当該箇所については、これまでの公園利用状況から除草の必要性は低いと判断していた箇所ですが、今後継続して状況を確認する中で、必要と判断されれば定期除草の範囲に含めてまいります。	○	令和5年度

No. 120

監査内容

報告書の頁 167

指摘	(4) ソフトボール場 ②安全性調査の実施 愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。 公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	巡視業務にあわせて、ベースの設置位置など目印を付すことが想定される箇所とその周囲について、点検を実施します。		措置対応中

No. 121

監査内容

報告書の頁 168

指摘	(5) 樹木の状況 ①樹幹の亀裂等 ②キノコの生えた木 芳川公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が散見された。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 同公園は、昭和 54 年（1979 年）4 月開設の公園であり、開設から 40 年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	令和 6 年度より実施している「緑地等樹木緊急伐採事業」において、第三者への影響が懸念される個所を中心に、造園業者への委託により危険木を把握し、目視にて危険と判断できる樹木については、積極的に伐採するなど、対策に取り組んでまいります。	◎	令和 6 年度

No. 122

監査内容

報告書の頁 168

指摘	(5) 樹木の状況 ③落枝・ぶら下がり枝（かかり枝） 芳川公園内には、落枝が多く見受けられ、そのまま放置されていると思われるものが多かった。遊具の近くの落枝が多い点も気になるところである。 公園利用者の怪我を防ぐため、遊具の近くの落枝などについては、処分することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現地を確認し、落枝を除去致しました。 今後も巡視業務において落枝・ぶら下がり枝が見られた場合には、速やかに除去作業を行います。	◎	令和 5 年度

No. 123

監査内容

報告書の頁 168

指摘	(5) 樹木の状況 ③落枝・ぶら下がり枝（かかり枝） 芳川公園内には、他の公園ではあまり見られないような、太くて大きな落枝も見受けられた。これは、落下後の危険だけでなく、落下時の危険も大きいと考えられる。 落下するおそれがある危険な枝については、日常点検等において発見し、速やかに除去しておく必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現地を確認し、太くて大きな落枝を処分致しました。 今後も巡視業務において落枝・ぶら下がり枝が見られた場合には、速やかに除去作業を行います。	◎	令和5年度

No. 124

監査内容

報告書の頁 171

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ①フィールドアスレチック ②健康器具 ③健康器具 ④その他遊具バランス ⑤その他の遊具造形物（カバ） ⑥その他の遊具造形物（ゴリラ） ⑦その他の遊具造形物（クマ） これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 125

監査内容

報告書の頁 173

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの）⑧すべり台 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間、落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 126

監査内容

報告書の頁 173

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの）⑨スプリング遊具 緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 硬い設置面について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	遊具周囲がインターロッキング舗装されており、接地面の改善は困難であることから、直ちに使用禁止措置を講じ、遊具の撤去を検討します。		措置対応中

No. 127

監査内容

報告書の頁 174

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ①ロッキング遊具ラッコ この遊具は、点検業者が「上物部破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 128

監査内容

報告書の頁 175

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ②砂場 この砂場には、草が生い茂っており、よく見ないと砂場であることすら気付かないような状態であった。公園管理事務所に問い合わせたところ、「砂場としての利用状況(市民からの意見等を含めて)を鑑みて対応を検討する。現状では滑り台の安全領域と重なるため、抜本的な対策検討(砂場の移設等)も必要」と回答があった。 今後の対応については、市の回答通りに進めていく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	利用状況を確認したうえで、当該砂場の撤去又は移設を検討します。		措置対応中

No. 129

監査内容

報告書の頁 176

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③2人用ぶらんこ この遊具は、点検業者が「吊り金具破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると、「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 130

監査内容

報告書の頁 176

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④4人用ぶらんこ これらの遊具は、点検業者が「破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 131

監査内容

報告書の頁 177

意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ①トイレ トイレの一部に紙が貼られていたが、その表示内容が確認できなかった。公園管理事務所にお問い合わせしたところ、「建屋ガラリー窓の応急修繕となります。今後状況を見ながら補修を検討していきます」と回答があった。 今後の対応については、市の回答通り、補修の検討を進めていくことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	巡視業務により、状況を観察しながら早急な修繕に努めます。		措置対応中

No. 132

監査内容

報告書の頁 177

指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ②看板2点 劣化により文字が不鮮明となっている看板が2点あった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 なお、これについては、後日「巡視時に確認し、不要の看板であると判断できたため、撤去しました」と回答を入手した。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	指摘を受けた看板については、既に撤去済ですが、今後も巡視等において、劣化した看板を把握した場合は、看板の必要性などを確認したうえで、状況に応じた措置を速やかに実施してまいります。	◎	令和5年度

No. 133

監査内容

報告書の頁 178

指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ③八重紅枝垂れ桜の案内 植樹塔が倒れているため、使用状況に応じた措置を実施する必要がある。 なお、これについては、後日「公園愛護会で設置したのですが、損傷していたため撤去しました」と回答を入手した。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指摘を受けた植樹塔については、既に撤去済ですが、今後も巡視等において、劣化した植樹塔等を把握した場合は、状況に応じた措置を速やかに実施してまいります。	◎	令和5年度

No. 134

監査内容

報告書の頁 178

意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ④段差のあるベンチ 丸いベンチに段差ができていた。公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。 「ベンチについては、巡視時に劣化状況を確認しつつ、特に危険性の高いものから順次修繕対応しています。現状で使用上の不具合は無いと考えていますが、当公園はベンチの数も多いことから、使用状況を確認しつつ、撤去も視野に入れて検討していきます。」 今後の対応については、市の回答通り、進めていくことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 135

監査内容

報告書の頁 179

指摘	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑤ベンチ、テーブル、イス 富塚公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 136

監査内容

報告書の頁 180

意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑥マンホールの露出 公園内にマンホールが露出している箇所があり、利用者の転倒の危険があるように思われた。公園管理事務所に問い合わせたところ、以下の回答があった。 「災害時に使用するマンホールトイレです。汲み取り式のため、未使用時に雨が入らないよう、周りより若干高く設置されていますが、当該箇所は露出が大きいので、周辺に土を入れるなどして適正な高さとなるよう対応します。」 今後の対応については、市の回答通り進めていくことが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	マンホールトイレとしての機能を損なわない範囲での改善に努めます。		措置対応中

No. 137

監査内容

報告書の頁 180

意見	(3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑦空のプランター 空のプランター3基が、トイレ横に置かれていた。公園管理事務所に問い合わせたところ、「公園愛護会のものと思われます。所有者と協議のうえ、使用しないようであれば撤去するよう指導してまいります。」と回答があった。 今後の対応については、市の回答通り、進めていくことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	意見をいただいたプランター3基については、公園愛護会と協議のうえ、使用しないとのことでしたので、撤去するように指導し、撤去完了を確認致しました。	○	令和5年度

No. 138

監査内容

報告書の頁 184

指摘	(1) 遊具(使用不可となっているもの) ①健康器具 平均台 ②健康器具 背伸ばしベンチb ③健康器具 傾斜板 ④健康器具 ウマトビ ⑤健康器具 背伸ばしつり輪 ⑥ロープウェイ ⑦その他遊具 丸太渡り これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 139

監査内容

報告書の頁 185

指摘	(1) 遊具（使用不可となっているもの） ⑧トンネルa ⑨トンネルb 緊急性は低いとはいえ、これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。また、1つの遊具は「梁部・腐朽」も指摘されている。 硬い設置面等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	遊具周囲がインターロッキング舗装されており、接地面の改善は困難であることから、直ちに使用禁止措置を講じ、遊具撤去を検討します。		措置対応中

No. 140

監査内容

報告書の頁 186

指摘	(2) 遊具（「使用可」だが特記事項の記載があるもの）①健康器具 背伸ばしベンチa ②健康器具 腹筋ベンチ これらの遊具は、点検業者が「化粧材部・腐朽」または「化粧材部・破損」により「修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 141

監査内容

報告書の頁 187

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③その他遊具 ロープ登り この遊具については、他の遊具と異なり、点検業者が「修繕が必要」と結論づけているのではなく、「撤去更新を提案」している。この結論からすると、すでに修繕や補修では対応が困難な状態にあると考えられる。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施するとともに、撤去・更新計画の策定についても検討する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	点検業者からは「撤去更新」を提案されていますが、現地確認の結果、現時点では使用禁止とする状態ではないと判断いたしました。 今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 142

監査内容

報告書の頁 187

指摘	(2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④その他遊具 つり橋 ⑤その他遊具 切り株渡り これらの遊具は、点検業者が「腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 143

監査内容

報告書の頁 188

指摘	(3) ベンチ ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 144

監査内容

報告書の頁 190

指摘	(1) 遊具 ①健康器具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 145

監査内容

報告書の頁 191

指摘	(1) 遊具 ②すべり台 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 146

監査内容

報告書の頁 192

意見	(1) 遊具 ③その他遊具 トンネル 現時点では「安全上直ちに対策が必要な個所では無い」とのことであるが、点検業者が「プラスチック・破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 プラスチックの破損とともに、ボルトの欠損、保護カバーの欠損等についても補修することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから、「安全上直ちに対策が必要な個所では無い」と判断し、日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。	○	令和6年度

No. 147

監査内容

報告書の頁 193

指摘	(2) 看板等 看板の張り紙が剥がれており、内容が読めなくなっていたものが複数あった。 これらの看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。		措置対応中

No. 148

監査内容

報告書の頁 193

意見	(3) 立入禁止エリア 立入禁止エリアは、今後何か工事をするためのものではなく、「すぐ近くに階段があり、そちらの利用を促すための措置」とのことであった。現場視察した印象としては、それなりの勾配があり、子供が侵入した場合に転倒等の恐れがある。また、公園の景観上も好ましくないとと思われるので、通路を塞ぐ等の対応を図ることが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	柵の設置や低木の植栽により塞ぐことで、隣接する階段利用を促し、公園利用者の安全確保を図ります。		措置対応中

No. 149

監査内容

報告書の頁 195

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 150

監査内容

報告書の頁 196

指摘	(1) 遊具 ②鉄棒a ③鉄棒b これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 ①複合遊具と同様、落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 151

監査内容

報告書の頁 196

意見	(1) 遊具 ④スプリング遊具チューブ 鳥のフンで汚れている。頭上に木があり常態化しているように思われる。 この点につき、市に問い合わせたところ、「巡視時（月3回程度）に発見した場合は、その都度清掃を行っている」とのことであった。 現状の対応に問題があるわけではないが、子どもたちの快適な利用のためには、移設についても検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	遊具の移設について検討しましたが、現状で樹木との間に十分な距離が確保されているため、直ちに移設する必要性は低いと判断しました。 将来的に長寿命化計画に基づき遊具更新する際は、公園内での移設スペースの有無を含めて検討します。	○	令和5年度

No. 152

監査内容

報告書の頁 197

意見	(2) 木製ベンチ 木製ベンチが朽ちており、ネジ金具が露出している箇所も見受けられた。 公園利用者が快適に使用できるよう、修繕等を実施することが望ましい。 なお、このベンチについては、「巡視時に露出ねじ金具は除去したが、その後劣化が著しいことから使用禁止措置をとった。今後修繕する予定」との回答を入手している。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 153

監査内容

報告書の頁 199

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、「応急措置として、腐食部をテープで補強し使用可能としており、2024 年度に更新を予定している」とのことであった。 応急措置を実施済みであり、今後の更新予定もあるが、この遊具には、落下時基礎露出、出発部有害な隙間等のハザードがあるため、2024 年度に更新するまでは「ハザード3」の状態が続くことになる。 この遊具は、本来、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努めなければならないものである。更新するまでの期間についても、事故の発生を未然に防ぐ対応が求められる。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指摘を受けた遊具については、長寿命化計画に基づき、令和6年度に更新を実施します。 なお、更新するまでの安全確保のため、ロープを設置して使用禁止としました。	◎	令和6年度

No. 154

監査内容

報告書の頁 199

指摘	(1) 遊具 ②シーソー 現地視察時には、緩衝部（タイヤ）が地中に埋まっていたため、公園管理事務所に確認したところ、「反対側の緩衝部に劣化が見られるため、今後交換を予定している。」との回答であった。 事故の発生を未然に防ぐため、劣化が見られる反対側の緩衝部についても、修繕等を実施することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	劣化が見られた緩衝部については、修繕を実施いたしました。	○	令和6年度

No. 155

監査内容

報告書の頁 201

指摘	(1) 遊具 ③ぶらんこ 点検業者の調査結果には「一部使用禁止中」とあるが、現地視察時は使用禁止にはなっていないかった。 また、「湧き水、陥没の恐れあり」の記載もあり、監査当日も、ぶらんこ付近は水たまりになっており、近くのベンチの足元まで水たまりが広がっていた。ベンチの脇には、水たまり注意の看板もあり、ベンチの使用にも支障がありそうな状況である。さらに、ぶらんこ着地箇所には、大きな石があり、危険と思われた。 市の判断は「遊具の安全面では支障がない」とのことであったが、点検業者は「陥没の恐れあり」と指摘している。安全・安心・快適の観点からは、早期の対応が必要である。 また、大きな石については置かれた経緯は不明であるが、事故につながりかねないので、日常点検等により、早期に対応することが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該箇所については、使用禁止措置を講じます。 また、湧き水の改善方法については、検討を進めます。 大きな石については、日常点検において確認次第撤去するように指導しています。		措置対応中

No. 156

監査内容

報告書の頁 203

指摘	(1) 遊具 ①複合遊具 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出、出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	対応に時間を要するものについては、直ちに使用禁止の措置を講じます。複合遊具の場合は、ハザードレベルの高い個所に限定して使用禁止措置を講じるなど、遊具の状況に応じて対応いたします。 また、状況を確認したうえで、修繕、または撤去について検討し、ハザードの除去に努めてまいります。		措置対応中

No. 157

監査内容

報告書の頁 203

指摘	(1) 遊具 ②鉄棒 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 158

監査内容

報告書の頁 204

指摘	(1) 遊具 ③砂場 この公園内には、他に砂場と思われるものが見当たらず、すべり台下が砂場と思われるが、ここは雑草が生い茂っており、砂場としては機能していない。 現地視察時が真夏であり、他の時期であれば、雑草の状態も異なったのかもしれないが、この砂場は雑草が生い茂っている状態となっていた。砂場としての利用状況を鑑みてとのことであるが、そもそも砂場としては、すでに利用のしようがない状態である。 砂場の移設など、抜本的な対策の検討も必要ではあるが、砂場として利用可能な状態が保てるよう、管理運営する方法についても検討が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該砂場については、すべり台との安全領域が重なっていることから、将来的な移設が必要と考えますが、利用頻度が低いことにより、雑草の繁茂、砂の硬化化が起きているものと考えられるため、地元の意見を伺った後に、撤去を含めて検討します。		措置対応中

No. 159

監査内容

報告書の頁 205

指摘	(1) 遊具 ④ぶらんこ (4人用) ぶらんこの支柱について、基礎が露出しているように見える。 ぶらんこの支柱のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により露出部分をカバーするなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 160

監査内容

報告書の頁 207

指摘	(2) 看板 トイレに看板があるが、内容が読み取りにくい状態であった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。 今後は、日々の巡視点検による早期発見に努め、迅速に対応するよう改善を図ります。		措置対応中

No. 161

監査内容

報告書の頁 209

指摘	(1) 遊具 ①造形物(ゾウ) ②健康器具(2円柱型昇降台q) これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 162

監査内容

報告書の頁 210

指摘	(1) 遊具 ③バナナスライダー この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該隙間については、増水時の遊具格納時に必要な構造上の隙間であることから、解消は困難と考えます。よって、遊具の撤去について検討を進めます。		措置対応中

No. 163

監査内容

報告書の頁 210

指摘	(2) 遊具の管理 天竜川緑地には、スプリング遊具や造形物、すべり台等の 100 を超える遊具を設置している。 遊具の点検報告書により現地踏査を実施したところ、遊具の置き場所が詳細に記載されていない状態であった。担当者に質問したところ、「遊具の置き場所は、遊具と周囲の風景を映した写真で把握している」とのことであった。 天竜川緑地は面積が大きく分散して立地しているため、遊具も各所に点在している点を踏まえると、写真をもとに遊具を探すのは効率的ではないと考える。 各遊具には施設番号を付けていることから、緑地のマップと紐づけて、遊具の場所を把握管理することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	定期点検時において施設番号を付与して遊具のナンバリングをしていることから、これを活用して図面における位置と番号を対応させることで、位置を把握するための遊具設置平面図の作成を進めます。		措置対応中

No. 164

監査内容

報告書の頁 211

意見	(3) 天竜川緑地のホームページ 予約サイト「まつぼっくり」のホームページを閲覧したところ、緑地の所在地名、各施設のフロア図・配置図等が載っているが、緑地全体を示したマップが見当たらなかった。そのため、各施設や遊具等の具体的な場所が俯瞰的にわからなかった。 天竜川緑地は面積が大きく、分散して立地していることも踏まえると、他の都市公園と同様に、公園全体のマップをホームページに載せることが、公園利用者にとって有益である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	緑地利用者で検索する方の多くは、野球場等グラウンド利用者であり、現状のまつぼっくり案内で足りると思っています。 現時点では対応不要と判断しますが、今後、緑地利用者の要望等があった場合には改めて案内方法を検討いたします。	—	令和 6 年度

No. 165

監査内容

報告書の頁 211

指摘	(4) 看板の劣化 天竜川緑地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、看板の劣化が見受けられた。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。		措置対応中

No. 166

監査内容

報告書の頁 212

指摘	(5) ベンチの破損と劣化 現地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、ベンチの破損や劣化が見受けられた。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数や、ベンチの材質についても検討することが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 167

監査内容

報告書の頁 213

意見	(6) 増水時の対応 担当課は、天竜川の水位観測情報や上流域のダム放流量の推移等により河川の増水状況を総合的に予測して、緑地が増水に伴い水につかる可能性があるとは判断した場合は、野球場のバックネットを横に寝かす、トイレを撤去し移動する等の増水対応をしている。 令和5年度の増水対応は2回であった。 異常気象が頻発する現在においては、増水対応回数が増加する可能性がある。また、増水対応の所要時間もそれぞれ延べ30時間ほどかかり、少人数で容易にできるものではない。 担当課は勤務時間の内外を問わず増水対応を実施することになるが、人員や資金に限りがある中、できるだけ対応を効率化し、負担を軽減することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	河川占用の許可要件として、増水時における施設の格納措置が義務付けられているため、緑地として利用し続けている間は、当該業務を廃止することは困難と考えます。 また、業務を委託することにより、職員の負担を軽減することを検討しましたが、その場合は、結果として対応が不要であった場合でも委託料が発生することとなるため、判断に迷ったときに実施を躊躇してしまう恐れがあります。 このことから、現体制での継続は、やむを得ないものと考えています。	—	令和5年度

No. 168

監査内容

報告書の頁 214

指摘	(7) 鶴見緑地の状況 鶴見緑地を視察したところ、入口や内部に雑草が生い茂っており、ベンチが利用できない、または利用しづらい状態であった。 他の公園と同様、鶴見緑地についても、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現況を調査し、劣化したベンチについては不要と判断して撤去しました。 今後も、「公園利用者数に応じた適正なベンチの数」の観点から周辺の設置状況や利用状況等を確認し、残置が必要なものについては不具合が発見された時点で速やかに修繕等を行い、不要と判断できるものについては撤去してまいります。	◎	令和5年度

No. 169

監査内容

報告書の頁 217

指摘	(1) 遊具 ①健康器具 スロープ階段 ② 健康器具 丸太階段 ③ 健康器具 背筋伸ばし ④健康器具 つま先立ち ⑤健康器具 手足回し ⑥健康器具 階段昇降 ⑦健康器具 ハンドル、ペダル これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施するなど、ハザードの解消に向けた取り組みを実施します。		措置対応中

No. 170

監査内容

報告書の頁 218

指摘	(1) 遊具 ①健康器具 足上げ腹筋 この器具は、緊急性は低いとはいえ、点検業者が「修繕が必要」と判断しているものである。事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該遊具については長寿命化計画において令和 11 年度に補修を予定しています。 今後も、日常点検、定期点検を継続し、異常を発見した場合には速やかに使用禁止措置を講じるとともに、計画に基づいた補修を実施してまいります。	◎	令和5年度

No. 171

監査内容

報告書の頁 218

指摘	(1) 遊具 ②2連滑り台 この2連滑り台は、点検業者の調査結果には特記事項の記載はなかったが、現地調査において、滑り台の降り口などに基礎露出が見受けられた。 事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施します。		措置対応中

No. 172

監査内容

報告書の頁 219

指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ この遊具は、点検業者が「吊り金具腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 173

監査内容

報告書の頁 219

指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ この4人用ブランコは、雑草が伸びていて利用できない状況になっていた。雑草の処理は、年4回実施しているとのことであるが、これだけ周囲に雑草が伸びていると、公園利用者がブランコを利用したくても利用できない状態である。適切な時期に草刈りを行い、利用可能な状態を保つことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	当該箇所の除草は年4回定期的に行っており、現状では費用面から除草回数を増やすことが困難と考えていますが、除草する時期については、雑草の状況に応じ柔軟に対応するなど、利用しやすい公園環境づくりに努めます。	◎	令和5年度

No. 174

監査内容

報告書の頁 220

指摘	(2) ベンチ 雑草が伸びているベンチ、座るとぐらつくベンチが見受けられた。 周囲に雑草が伸びているベンチや、劣化したベンチは、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。 ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施することが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により破損が見られるベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ、早期に修繕するよう努めます。 修繕にあたっては、周囲のベンチ配置などを確認したうえで、撤去も含め検討します。		措置対応中

No. 175

監査内容

報告書の頁 220

指摘	(3) 看板 公園内には、剥がれていて内容が読めない看板があった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。		措置対応中

No. 176

監査内容

報告書の頁 223

指摘	(1) 遊具 ①ジャングルジム ②その他の遊具造形物 (6件) これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 また、市の回答には「破損遊具の補修を優先する」とあったが、①ジャングルジムには、落下時基礎露出のほか、接合部や縦部材に腐食と破損があることも、点検業者の調査結果で指摘されている。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現状を再確認し、露出している基礎については、基礎の埋め戻し又はゴムチップ等による保護を実施するなど、ハザードの解消に向けた取り組みを実施します。		措置対応中

No. 177

監査内容

報告書の頁 224

指摘	(1) 遊具 ③4人用ブランコ 点検業者の調査結果に記載されているように、このブランコには、着座部の腐朽が見られた。 緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「着座部腐朽 修繕が必要」と判断しているものである。 事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 178

監査内容

報告書の頁 225

指摘	(2) 樹木の状況 ①樹幹の亀裂等、キノコの発生 有玉緑地には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が見受けられた。キノコが発生していれば、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 同緑地は、昭和50年(1975年)4月開設の公園であり、開設から48年が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き、樹木の調査等を実施していく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理事務所	倒木による事故を未然に防ぐため、令和6年度からは、令和4年度の調査対象外となっている区域について、特に第三者への影響が懸念される個所を中心に「緑地等樹木緊急伐採事業」を実施しています。 今後も引き続き、倒木による事故の未然防止に取り組んでまいります。	◎	令和6年度

No. 179

監査内容

報告書の頁 225

意見	(2) 樹木の状況 ②落枝 公園内には、散乱した枝が見受けられた。 落枝が多く見られた箇所は、園路内ではないとはいえ、園路から近く平坦で容易に進入できる場所にある。このような場所にある落枝は、安全性確保の観点から処分することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視業務において落枝・かかり枝が見られた場合には速やかに除去作業を行います。		措置対応中

No. 180

監査内容

報告書の頁 225

指摘	(3) 割れたポール 上部の割れたポールが木に括り付けられていた。 市はポールが括り付けられた目的を把握していなかったが、その破損状況から、適切に管理されているとは言えない。速やかに状況を確認したうえで、必要な措置である場合には適切に管理し、必要性が明確でないものは撤去すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指摘を受けたポールについて、現場の状況を確認したところ必要はないと判断し、撤去いたしました。	◎	令和5年度

No. 181

監査内容

報告書の頁 226

指摘	(4) 看板 緑地内に、剥がれていて、内容が不明瞭な看板があった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視により看板の状況を調査し、不要なものは撤去、引き続いて掲示の必要があるものは更新してまいります。		措置対応中

No. 182

監査内容

報告書の頁 226

指摘	(5) ソフトボール場 令和5年4月に愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが、同年8月に報道されている。 西尾市の事故は、グラウンドの使用により、埋まっていた釘が露出したことによるものとされている。愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。 公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、有玉緑地のソフトボール場においても、目印と思われるものを掘り起こして確認するなどの調査を実施し、危険なものは撤去する必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	巡視業務にあわせて、ベースの設置位置など目印を付すことが想定される箇所と、その周囲について、点検を実施します。		措置対応中

No. 183

監査内容

報告書の頁 229

指摘	(2) その他遊具 ①②健康器具 健康器具には、留め金部分の木が割れている箇所が見受けられた。点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、どちらの遊具も修繕等の措置は実施していない。 これらの遊具は、点検業者が「構造部腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。 事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	現時点では「使用可」と評価されていることから使用禁止といたしません。今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は、直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕を実施します。 また、大規模な修繕が必要と判断された場合は、長寿命化計画に基づき遊具の更新を検討します。		措置対応中

No. 184

監査内容

報告書の頁 229

意見	(2) その他遊具 ①②健康器具 監査人（2名）が、この健康器具を使用してみたところ、正しい使用方法がわからなかった。 大人向けの遊具ではあるが、子どもも使用可能であり、誤った使い方により怪我等が起こるのを防ぐため、使用方法を表示することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	正しい方法で使用してもらえるように表示方法を検討し、表示については指定管理者に指示し、実施してまいります。		措置対応中

指摘	(3) 看板 ゆたか緑地内に剥がれていて、内容が読めない看板があった。 この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。 また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園管理 事務所	指定管理者に指示し、看板の修繕・撤去をするようにします。 また、大型案内看板については、支柱の劣化状況を確認し、安全確保ができない場合は、表示の修繕とあわせて更新についても検討します。		措置対応中